

公社13年の歩み

1972年2月1日

1963 1960 1966 1972
1958 1970 1961 1959 1968
1964 1962 1971 1965 1967 1969

琉球水道公社

IIA®

SK0118

＝企業局＝

公社13年の歩み

1972年2月1日

琉球水道公社

ごあいさつ

1972年5月15日を期して、沖縄の本土復帰が日米両政府最高首脳の間において決着をみまして、愈々実現することになりました。復帰は、沖縄県民の戦後における民族的願望でありましたが、琉球水道公社も今次復帰に伴い、県営の用水供給事業体として新たな出発が確定しました。

回顧致しますと、1958年9月4日に高等弁務官布令第8号をもって当公社が設立され、沖縄における上水道発展の基盤を確立しました。そして今日まで13年余の間、米国を為政者とする特殊事情下に幾多の対外及び対内的変遷を経た中で、水道公益に資するため役職員一同微力を捧げて参りました。

公社の設立当初にあつては、用水需要も未だ僅少でありましたが、現在では1日平均約5,030万ガロン（19.1万立方米）にも達し、住民の上水道使用量は、経年、20パーセント前後の激増を示しております。従いまして、供給態勢も往時とは比較にならない程拡張、整備されました。これも一重に政府機関各位及び住民の皆様のご協力と米国の経済援助の賜物と厚くお礼申し上げます。

昨年9月に琉球水道公社は創立満13周年を迎えましたが、この機会をとらえて、此の度、公社業務の変遷を“公社13年の歩み”として編纂致しました。県企業局への業務引き継ぎをあと数ヶ月後にひかえ、本小沿革史をとおして公社の業績の一端なりとも住民各位にご理解載ければ、刊行の目的は達せられたことになり、幸甚これに勝るものではありません。

末筆ながら、本史誌の作成にあたって資料提供を載きました琉球政府及び市町村関係部課並びに一般個人の方々に衰心より謝意を表する次第です。

1972年2月1日

琉球水道公社

総裁 大徳博貞

〔目次〕

第1編 公社の設立

第1章 設立の目的及び法的根拠	1
第2章 背景となる諸事情	1
第1節 政治的背景	1
第2節 社会的背景	4
第3節 経済的背景	6
第3章 全島統合上水道の設立	9
第4章 公社の設立及び経過	11

第2編 組織・機構

第1章 組織・機構	12
第2章 公社の権能	18
第3章 琉球水道公社定款	20

第3編 経営

第1章 用水の供給	24
第1節 分水契約	24
第2節 普及状況	34
第3節 需要	36
第2章 供給料金	40
第3章 財務	43

第4編 施設及び計画

第1章 施設	55
第1節 施設	55
第2節 用地	66
第2章 浄水及び水質管理	68
第3章 建設計画	71

第5編 琉球水道公社労働組合

第1章 組合の概要	73
第2章 執行部体制	74

付表：年譜

水 水 水 水 水 水

海の水、空の水、地上の水、地下の水.....水の広がりは大い。しかし、水をコントロールするのは人間に課された使命にちがいない。それは今日に生をうけた者が明日を生きるために、願わくば、未来の世代への誇らしきおくりものとして――。

第1編 琉球水道公社の設立

第1章 設立の目的及び法的根拠

琉球列島は第2次世界大戦の終結に伴い対日平和条約第3条によって、米国の統治するところとなった。琉球を統治するにあたり米国は、大統領行政命令(1957年6月5日発令)を主軸に布告、布令、指令及び命令を相前後して次々と公布発令し、広く政治、経済、社会の諸活動を規律し、もって秩序の維持回復をはかった。

米国民政府布告(第13号)により琉球政府が設立されたのをはじめ、諸布令にもとづいて金融、電力、水道等の公益機関が誕生することになった。

琉球水道公社は、高等弁務官布令第8号(HICOM Ordinance No. 8)により、1958年9月4日、琉球住民の用水供給機関として設立された。公社の法的地位については、同布令及び琉球水道公社定款(Charter of the Ryukyu Domestic Water Corporation 一条文第11条及び附則第3号より成り立つ)冒頭に示されているごとく琉球列島米国民政府の付属機関として機能する公共法人団体である。

設立の目的は、公社定款第1条に曰く、“琉球住民の使用に供し、且つ地域産業の発展に要する水の集取、浄水、供給及び販売にあたる施設を取得、維持及び運営する”ことである。

第2章 背景となる諸事情

今次大戦後の沖縄本島における上水道の普及は、琉球水道公社の設立によって、きわめて急速な進展をみることになった。ふりかえると、当公社の設立にあたっては、背景となる諸々の事情が直接間接に存在しており、以下、政治、社会及び経済のマクロ的観点から当時の状況をあらまし回顧してみたい。

第1節 政治的背景

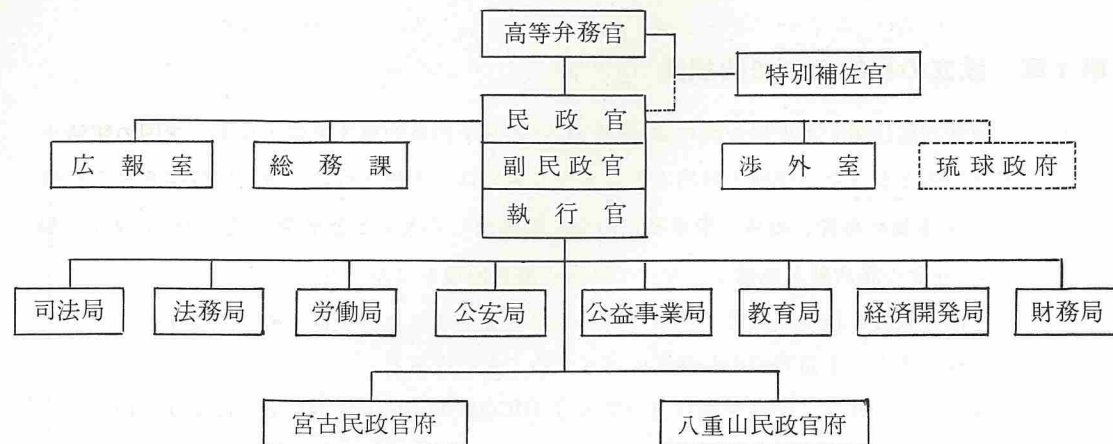
琉球水道公社が創立した1958年といえは、戦後の混乱時代から幾歳月かを経過して、世情もようやく落ち着きをとりもどし、巷には明日への建設の槌音がたからかに響きわたり、奇しくも今日の発展の胎動期でもあった。

政治的には、1952年2月に民政府布告第13号をもって琉球政府が設立され、行政、司法、立法を同時に配するいわゆる三権分立が確立した。しかし政府の権能は民政副長官(琉球列島米国軍司令官)の統括の下に置かれ、自治面での基本的制約を伴ったものであったが、大戦終結後ようやくにして中央部における統一した民間政治機関の誕生となった。

その後、1957年6月には米国大統領行政命令が発せられ、従来の極東軍総司令官(民政長官)の管轄下にあった民政副長官に代って高等弁務官制度(弁務官は国防長官の直轄下となった)が布かれ、米国の琉球に対する統治は機構上の変革をみることになった。(文官出身の民政官の就任は1962年7月からであった。)

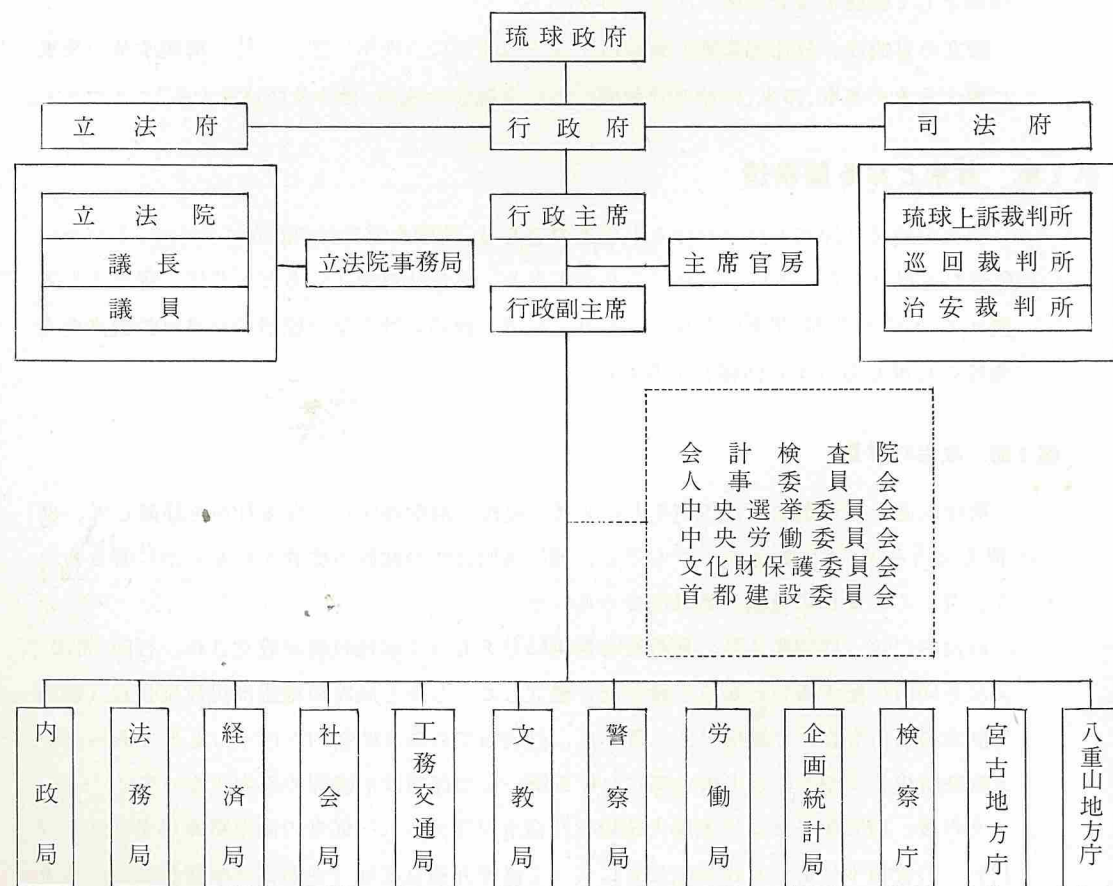
参考までに、当時の琉球列島米国民政府及び琉球政府の機構を示すと次のとおりである。

琉球列島米国民政府機構図 (1958年当時)



資料：USCAR "Civil Affairs Activities" Vol. VI No. II 1958
 注) 水道事業は公益事業局が現在同様に主管した。

琉球政府機構図 (1958年当時)



資料：琉球政府「琉球要覧」(1958年版)
 注) 1. 水道事業は工務交通局土木課が主管した。
 2. 飲料水質については、社会局公衆衛生課が主管した。

琉球政府の運営は、設立当初にくらべると、財政規模も逐年拡大し、社会の発展と安寧を大きく助長した。1958年度における政府一般会計歳出額は\$ 22,705,728であり、このうち、公益事業部門ことに水道事業費は「国土保全及び開発費」の一環として\$ 262,095が支出されている。

琉球政府国土保全及び開発費

単位：\$

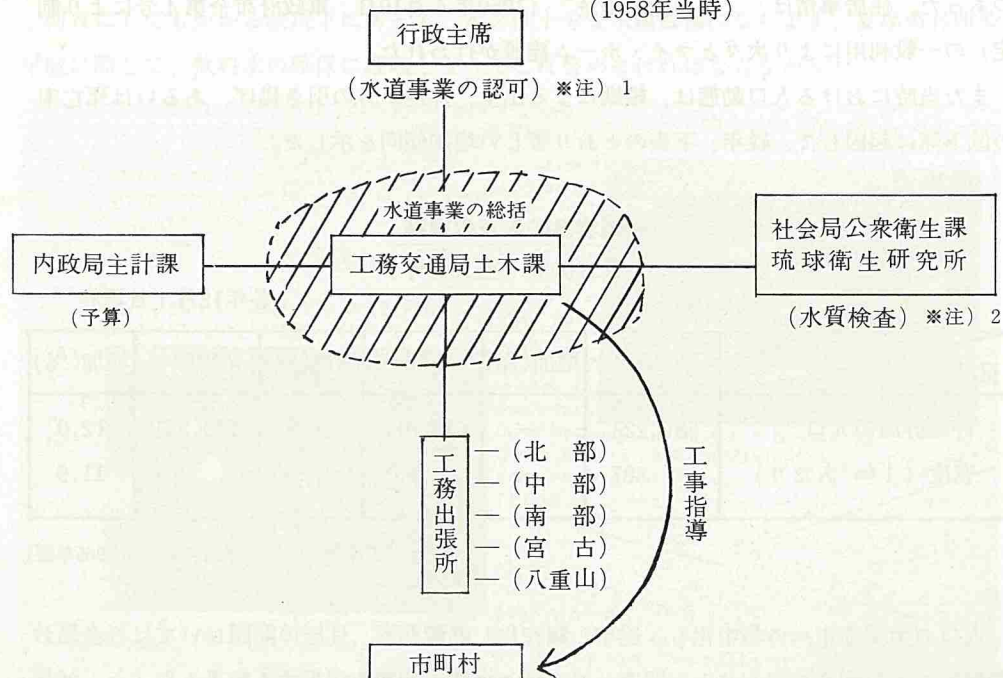
区分	年度	1956 (予算額)	1957 (決算額)	1958 (決算額)
道路工事及び維持費		483,917	489,461	514,048
護岸工事及び維持費		135,529	226,828	41,500
港湾工事費		109,173	171,502	160,692
市町村土木事業及び水道助成		207,586	259,027	336,824
土地改良事業費		1,062,956	937,692	1,040,295
その他		230,145	230,449	162,967
合計		2,229,306	2,314,959	2,256,326

資料：琉球政府「琉球要覧」(1958年版)

掲表の水道事業関係費は、市町村を対象として拠出されたが、当時における水道行政の関係を図示すると概要次のとおりであった。

水道行政概要図

(1958年当時)



注) 1. 2. 水道事業の認可及び水質検査の義務づけは水道条例の規定による。

一方、記述は多少前後するが、既述の琉球列島米国民政府及び琉球政府間相互の関係は、水道事業という一部門から考えると、必ずしも有機的な連係をもつものではなかった。軍民を対象して水道を考えるならば、終戦後の住民の水道は、当初、きわめて局地的な自然発生によるものであった。そして、後日琉球政府が創立され、市町村制の復活に伴って水道事業はようやく本格的な歩みを開始したのである。

他方、米軍側における水道も、1950年に組織統合された全島統合上水道 (Integrated Island Water System) の設立までは、陸・海・空・海兵の四軍の下に地理的に散在する水道施設から狭地域の軍施設に対する需要を満たす程度であった。

このような水道の供給態勢に対して、水の需要は年を経るごとに増大する状況にあった。ことに民間の用水需要は後述するとおりきわめて顕著な増大を示し、社会的要請も高揚するばかりであったから全島の規模に亘る広域水道の確立が為政者の間において真剣に考慮される機運を造成するに至った。

第2節 社会的背景

住民の社会生活は終戦当初から暫くの間は、その回復もすこぶる緩慢であったが、1950年代に入ると回復状況は急速に進展して行った。住民所得の向上に伴って、生活消費は旺盛となり、主として日本本土、米国等から多種多量の物資が輸入され、市場を賑わすようになった。しかし、一方では対外収支の改善を目途に島産品愛用の提唱が琉球政府を中心にして積極的に展開された。一般家庭生活においては、食糧品等の生活必需品に加えて電気製品、娯楽用品も出廻り、また交通車輛、電気電話等の公益施設も急速に普及をみせつつあった。住居事情は、「復興金融基金」(1950年4月10日、軍政府布令第4号により制定)の一般利用により次々とマイ・ホーム建設が行われた。

また当時における人口動態は、婚姻による出生、外地からの引き揚げ、あるいは死亡率の低下等に起因して、経年、下表のとおり著しい増加傾向を示した。

沖縄群島の人口の推移

(自1950年 至1960年)

各年12月1日現在

区分	歴年	1950	増加(%)	1955	増加(%)	1960	増加(%)
沖縄群島の人口		580,223	—	678,017	16.9	759,341	12.0
密度 (1 km ² あたり)		387	—	452	16.8	506	11.9

資料：琉球政府「琉球統計年鑑」(1965年版)

人口の主要都市への集中化も、逐年、顕在化し就職問題、住居の問題ひいては社会悪の問題等々人口密度の高まりとも関連して、種々の都市問題を派生する結果となった。沖縄本島の主要都市における当時の人口の推移は次のとおりであった。

主要都市の人口の推移

(自1950年 至1960年)

都市名	歴年	1950	密度 (1 km ²)	1955	密度 (1 km ²)	1960	密度 (1 km ²)
那覇市		108,662	3,155	171,682	4,985	223,047	6,476
コザ市		18,431	759	35,283	1,453	46,695	1,922
宜野湾市		15,930	862	24,328	1,316	29,501	1,596
具志川市※注)		32,369	986	31,552	961	33,756	1,029

資料：琉球政府

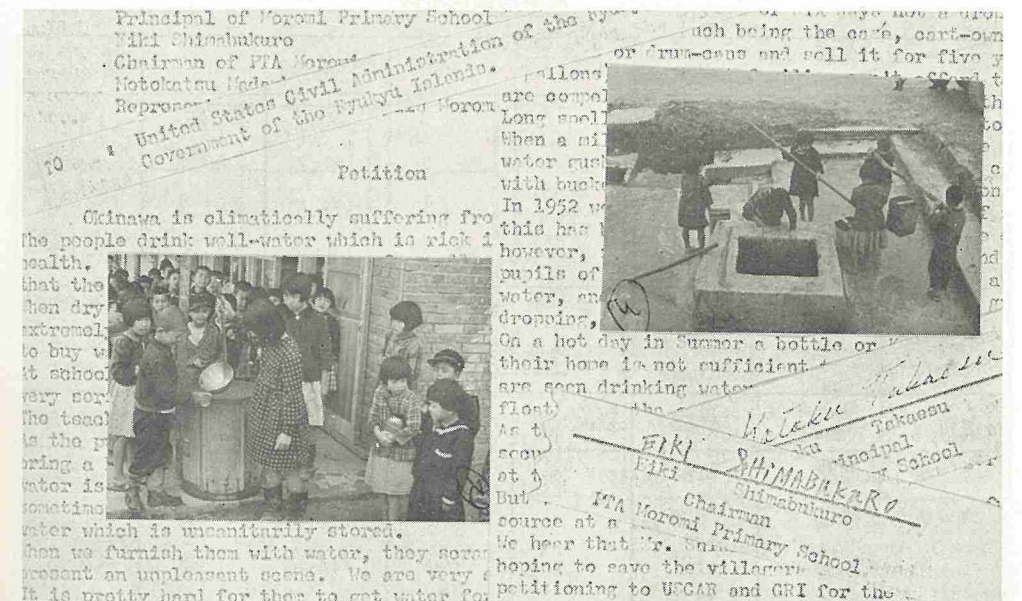
注) 具志川村は1968年7月1日に市に昇格した。

他方、社会的資本はこのような状況とは裏腹にひとりその開発が遅れ、ことに上水道は一般の普及が遅く、那覇市を除いては殆ど地域住民が飲用水を井戸、天水、泉等に依存する状況にあった。そこには、水道事業に常伴する資本、技術、用地等の基本的難題が厳然と介在していたのである。

当時における水道の普及状況を示す記録は、現在、殆どとゞめられておらず、僅かに那覇市において1957年からの資料があるのみである。那覇市統計書(1964年版)によると、同市の普及率は1957年が40.8%、翌1958年には多少伸びて43.5%となったがその行政区域人口の過半数の人々が未だ水道の恩恵に浴していなかったのである。

しかしながら、当時の逆境の中にあつて水道事業の遂行には現在とは比較にならない程関係者の苦勞は多大であつたらうことが察せられる。

何れにしてもかかる状況下にあつて、人々は十分な水道設備のないまま、夏場の日照や早魃に際して、飲料水の確保に躍起となってこれ努めなければならなかった。



注) 陳情書は英文に翻訳されて軍当局へ提出された。

一方、住民の苦勞とは別に米軍にあっては、当時散在的にはあったが比較的一貫した水道施設を琉球進駐以来有していたので、地域住民は琉球政府をとおして米軍当局にその余裕水の供与を訴え、また市町村等からは、水道施設費の援助を求める陳情がしばしば行われた。なかでも学生児童をあずかる学校当局やP T A（父兄会）からの陳情は、子供達が飲用水を休み時間等を利用して近隣の井戸から共同して持ち運ぶ苦勞や井戸水質の劣悪さによる伝染病の懸念等の実情を切々と訴えるものが多く、当時の窮状が強くしのばれる。また一般の人々にあっても同様な状況下であり、水を求める声は社会的にも日増しに強まる一方であった。公益水道の欠如は、人々に水汲みの苦勞、伝染病の誘発、火災時における消火活動の不便さらには経済活動への支障等々を必然に若起した。

このような実状の重大さを背景に、当時の為政者は日毎に高まる水道に対する社会的要請を焦眉の問題として、その対処策の早急な樹立の要を深く認識させられたのである。

第3節 経済的背景

戦後の琉球経済は、その大要を回顧すると、終戦直後の物々交換による経済から始まった。その後通貨制度の確立、企業及び民間貿易の再開そして政治体制、社会秩序の回復とも相俟って、いわゆる“基地経済”を基軸に今日的発展を遂げてきた。就中、1950年代における経済は消費経済から自立経済への一つの転換期をその過程に迎え、戦後経済の変遷をたどる上で重要な特徴を形成している。

つまり1950年代のほゞ中期を境にして、従来、消費物資あるいは生産物資のすべてを輸入に依存していた部分が、島内においても或る程度自給できる態勢が整ったのである。このことは、次に示すとおり産業構造の変化あるいは貿易収支の上から少なからず好ましい徴候であった。

産業別国民所得

単位：100万ドル

項目	会計年度	1955	増減(%)	1960	増減(%)	1965	増減(%)
第1次産業		32.6	—	26.3	80.7	52.3	198.9
第2次産業		11.7	—	21.2	181.2	56.4	266.0
第3次産業		73.0	—	128.1	175.5	231.3	180.6
国民所得		117.3	—	175.6	149.7	340.0	193.6

資料：琉球政府

産業別就業者数

単位：1,000人

項目	会計年度	1958	増減(%)	1960	増減(%)	1965	増減(%)
第1次産業		188	—	181	96.3	150	82.9
第2次産業		35	—	42	120.0	61	145.2
第3次産業		135	—	160	118.5	186	116.3
総数		359	—	383	106.7	398	103.9

資料：琉球政府

貿易収支

単位：100万ドル

項目	会計年度	1955	増減(%)	1960	増減(%)	1965	増減(%)
輸出(FOB)		10.7	—	24.0	224.3	79.4	330.8
輸入(CIF)		54.0	—	116.8	216.3	210.7	180.4

資料：琉球政府

また、国民所得水準も逐年伸びて、住民の消費意欲は大いに高まり、同時に供給態勢も既述のごとく島産自給を目標に種々の生産企業の勃興をみるに至った。当時における国民所得水準及び個人消費支出の状況は次のとおりであった。

国民所得水準の推移

項目	歴年	1955	増減(%)	1960	増減(%)	1965	増減(%)
名目国民所得(100万ドル)		117.3	—	175.6	149.7	340.0	193.6
消費者物価指数(1965=100)		91.2	—	97.5	—	100	—
一人当り名目所得(ドル)		149	—	202	135.6	364	150.5
総人口(1,000人)		789	—	870	110.3	933	107.2

資料：琉球政府

個人消費支出の推移

単位：100万ドル

項目	歴年	1955	増減(%)	1960	増減(%)	1965	増減(%)
国民総支出		117.3	—	199.0	169.7	369.1	185.5
個人消費支出		100.4	—	137.2	136.7	243.1	177.2
飲食費		53.8	—	59.3	110.2	103.5	174.5
被服費		6.8	—	13.2	194.1	24.4	184.8
光熱費		4.7	—	6.6	140.4	10.2	154.5
住居費		15.3	—	22.1	144.4	41.4	187.3
雑費		19.8	—	36.0	181.8	63.6	176.7

資料：琉球政府

一方、水道事業に目を転じてみると、前掲の第二次及び第三次産業においてみられる発展に伴って、用水需要も累年増大傾向に推移した。
首都の那覇市にその状況をみると次のとおりである。

那覇市の水道普及状況及び使用水量

区分	会計年度		1958		1959		1960	
	1957	増加(%)	1958	増加(%)	1959	増加(%)	1960	増加(%)
行政区域人口	184,734人	—	190,559	3.2	212,260	11.4	225,959	6.5
給水人口	75,390人	—	82,974	10.1	99,889	20.4	119,660	19.8
普及率(%)	40.8	—	43.5	—	47.1	—	53.0	—
1日平均給水量	8,034 m ³	—	9,489	18.1	10,607	11.8	13,584	28.1
1人1日平均使用量	123 ℓ	—	120	△ 2.4	116	△ 3.3	124	6.9

資料：“那覇市統計書”(1963年版)

那覇市における用途別使用水量

単位：m³

会計年度	用途別								総使用量	増加(%)
	家事用	営業用	公浴用	官公署用	船舶用	臨時給水	共用	臨時給水		
1958	622,555	620,569	104,837	133,672	35,629	5,789	275,011	1,798,062	—	
1959	949,624	688,211	78,310	168,734	32,749	1,067	285,607	2,204,320	22.6	
1960	1,255,594	865,677	70,159	238,563	38,812	646	282,619	2,750,070	24.8	

資料：“那覇市統計書”(1961年版)

しかし、沖縄における水道の供給態勢は普及率においても当時は未だきわめて低い状況にあったことは既述したとおりである。琉球経済は、逐年、発展復興機運にあったとは言え、県民資本の蓄積はなお貧窮していた。

従って、水道事業の拡充、整備にあたっては、琉球政府水道助成費（1962年には水道法が制定され、補助金と改称された）、高等弁務官資金等の交付を得て、水道の普及効果を促進させた。

政府水道助成費の年次拠出状況を示すと次のとおりである。

水道事業年度別資金内訳(補助金)

単位：\$

会計年度	北 部		中 部		南 部		備 考
	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額	
1953	6	7,556	1	964	6	4,154	根拠法は、1962年までは“水道条例”、以後は“水道法”による。
1955	14	23,663	7	5,924	8	8,738	
1960	1	3,746	—	—	2	9,471	
1965	8	45,038	5	47,818	6	81,152	
1970	17	121,345	11	141,864	17	251,473	
計(1953年～1970年)	201	970,179	102	728,165	196	1,803,142	

資料：琉球政府

政府機関による水道事業に対する資金供給は、市町村等の自主性を基調としていたから、人口の増加、生活水準の向上、都市圏の拡大及び付帯人口の密集化、さらには、経済成長等々と相俟って、急増する用水需要を充たすにはさらに広域的な水道組織の確立が、最早、時勢の強いニーズ（要請）ともなった。

第3章 全島統合上水道(IWS)の設立

第二次世界大戦の戦況もようやく終局間近い1945年4月には、沖縄に進駐した米国軍隊は分立散在する水道供給方式によって用水の自給を開始した。勿論、当初の段階にあっては、その供給水は質量において頗る不十分なものであった。しかし、1950年に至るや衛生及び経済的理由から、分立散在する大部分の小規模水道施設は連結統合せられ、陸運ポスト・エンジニア(U. S. Army Post Engineer)主管の下に“全島統合上水道”(Integrated Island Water System)が設立された。

米軍の琉球駐留が恒久化するにつれて、軍施設は拡大をたどり、軍人及びその家族数も増加して全島統合上水道の使用量は下表のとおり、逐年、増大した。しかし、1955年以降、その変動は段落をみせ、使用量は横這い状態となった。

全島統合上水道の1日当り使用量

(自1950年 至1958年)

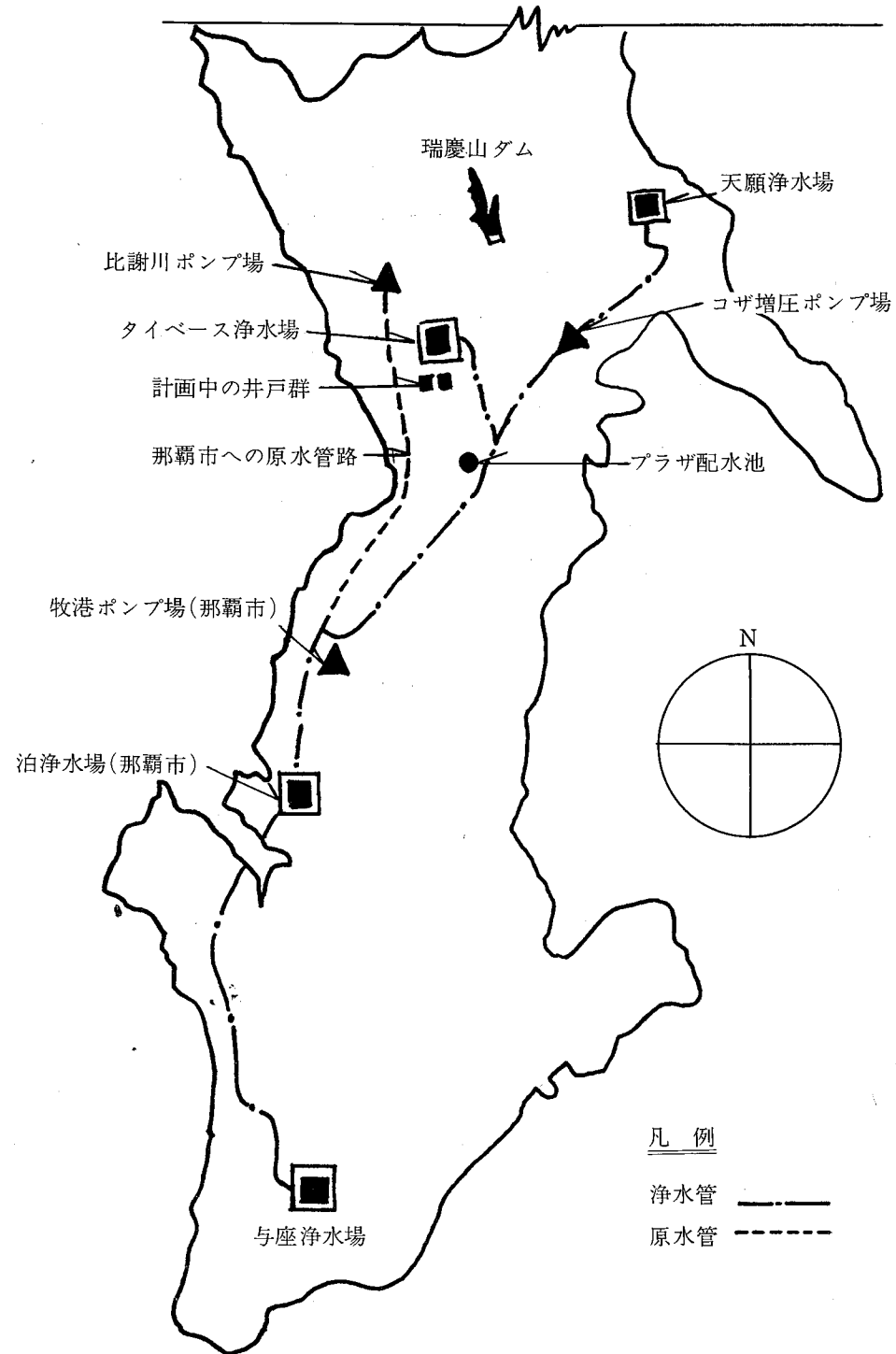
単位：100万ガロン

区分	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
旧当り使用量	9.0	11.8	13.9	15.4	16.7	16.2	16.5	16.4	16.2
旧最大使用量	—	—	—	19.4	21.0	20.0	20.9	20.3	20.2

資料：“Fact Book of Integrated Water System”

全島統合上水道施設は、設立以来、改善が加えられ、琉球水道公社の設立当時(1958年)においては、その主要施設は概要下図のとおりであった。

全島統合上水道主要施設図
(1958年当時)



全島統合上水道の設立と同時に、空軍(嘉手納及び那覇航空基地を除く)及び地区工兵隊に属する水道施設、配置職員等が陸軍に移管されて、在沖米軍の水道供給体勢はここに一元化した統合上水道機能をもつことになった。

第4章 公社の設立及び経過

前章まで琉球水道公社の設立にあたっての背景となる諸々の事情を述べてきたが、1958年に至るや公社設置の機運は愈々具体化する運びとなった。即ち、同年4月25日には、従来の米軍施設を対象とした全島統合上水道に民側を含めた広域水道の構想が在琉米国陸軍(USARYIS)及び琉球列島米国民政府(USCAR)代表の間において公式に話し合われた。そして同年5月15日全島統合上水道の運営、開発、財務、計画、建設等に係る基本的事項について陸軍及び民政府間協約が文書によって成立した。

さらに、水道施設建設に要する資金及び用水供給料金(浄水)については、同年6月に入ってから、次のとおり相互の同意がとりつけられた。

即ち建設資金は1959会計年度(自1958年7月1日至1959年6月30日)予算として総額\$2,600,000(民政府一般資金\$2,000,000 在琉米国陸軍割当資金\$600,000)が米国政府議会の承認を得て具志川市天願、那覇間及び読谷村長田川、那覇間水道施設の新設が計画、立案された。また民間への浄水供給料金は計量料金の場合1,000ガロン当り\$0.2194とし、定額料金は一ヶ所につき月額\$4.85を徴収することになった。

かくて1958年6月中には、沖縄住民に対する用水の販売供給機関の設置が陸軍(統合水道の主管部)の公式同意を得るに至り、追って同年9月4日、琉球水道公社(Ryukyu Domestic Water Corporation)が高等弁務官布令第8号をもって民政府付属機関として設立されたのである。

第2編 組織・機構

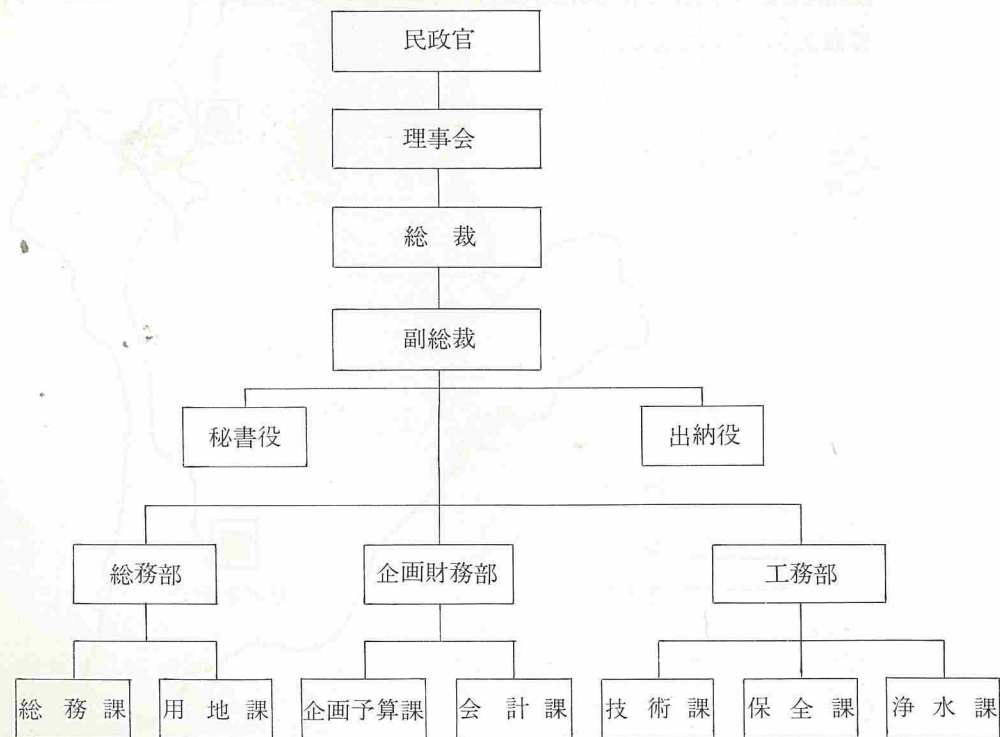
第1章 組織・機構

琉球水道公社は、その存立目的を遂行するために、民政官を頂上機関として理事会が置かれ、内部機構は総裁、副総裁、秘書役、出納役の四役及び3部7課、役職員数総 286名によって構成されている。

1972年2月1日現在における当公社の組織、機構は下図のとおりである。

琉球水道公社組織図

(1972年2月1日現在)



公社の現在理事及び役員

民政官



ロバート・A・フィアリー



理事長 ハーリー・W・ロンバード
(民政府公益事業局長)



理事 宮里栄一
(琉球政府企画局長)



理事 フランク・S・ターベル大佐
(在琉米国陸軍施設部隊長)



理事 照屋輝男
(琉球開発金融公社総裁)



理事 大浜博貞
(琉球水道公社総裁)

役員



総裁 大浜博貞



副総裁 宮良用英



秘書役 知念五郎



出納役 新垣元助

歴代理事

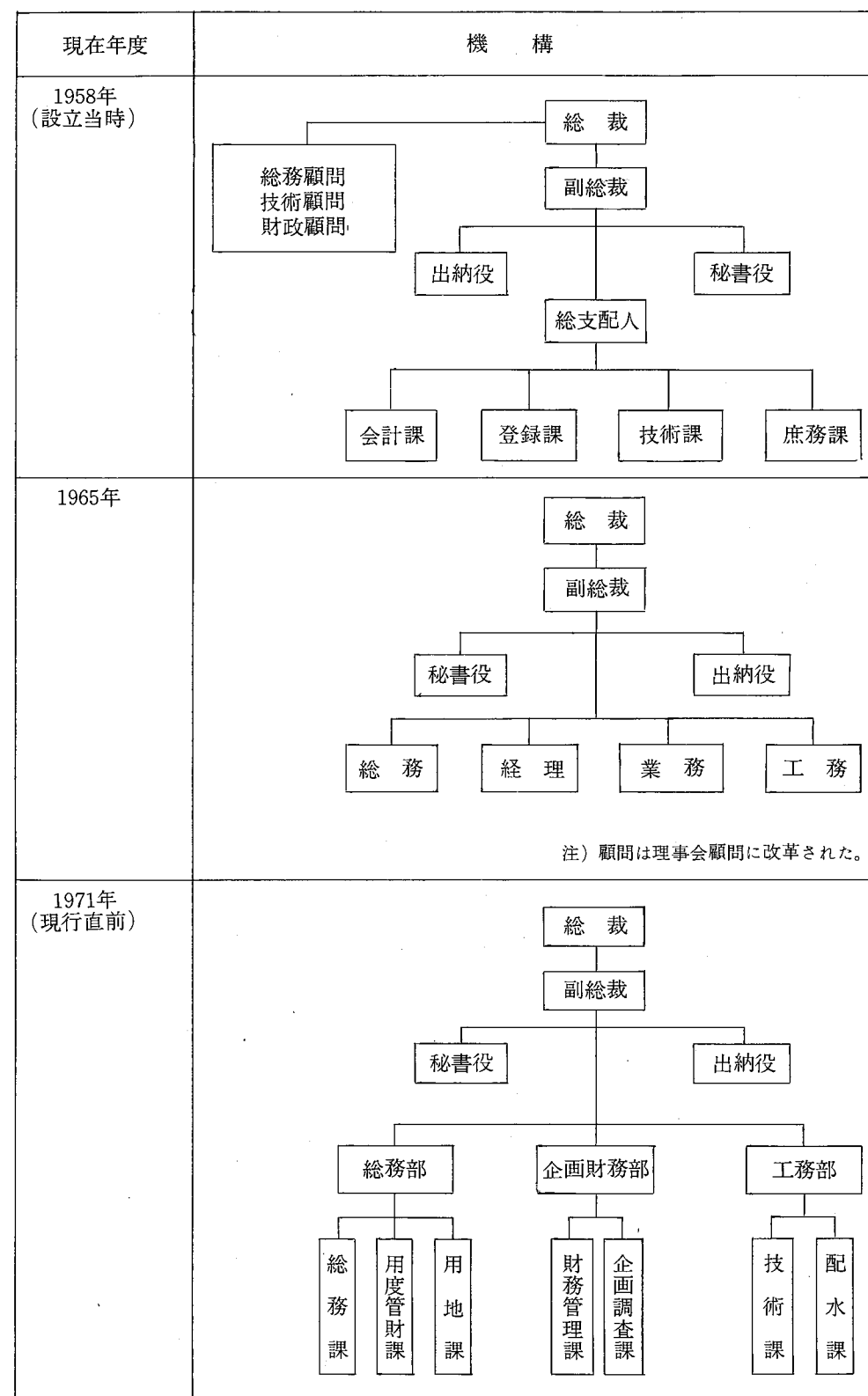
期 間	理 事	氏 名	現 職
自 1958年11月 至 1960年 6月	理事長	Lyman C. Hamilton	琉球列島米国民政府
自 1960年 6月 至 1961年 6月	"	James A. Ross, Jr.	"
自 1961年 7月 至 1962年12月	"	William A. Kelley	"
自 1962年12月 至 1963年 7月	"	Edward K. Shultz	"
自 1964年 6月 至 1964年 8月	"	John M. Ford	"
自 1964年 8月 至 1965年 7月	"	Peter J. Accorti	"
自 1965年 7月 至 1965年 9月	"	William H. Beauchamp	"
自 1965年 9月 至 1969年 7月	"	Harrington W. Cochran	"
自 1969年 7月 至 現 在	"	Harry W. Lombard	"
自 1958年11月 至 1960年 6月	理事	Robert R. Moss	"
自 1958年11月 至 1961年11月	"	Lehmann M. Taylor	琉球列島米国陸軍
自 1958年11月 至 1960年 6月	"	宮 城 栄 仁	琉球政府
自 1958年11月 至 1960年 6月	"	新 崎 康 候	琉球銀行
自 1958年11月 至 1961年 7月	"	John H. Newsom	米国陸軍沖繩地区工兵隊
自 1960年 7月 至 1961年 7月	"	Stephen G. Christmas	琉球列島米国民政府
自 1961年 2月 至 1962年 6月	"	Frank Egi	"
自 1960年 7月 至 1961年 6月	"	宮 城 久 元	琉球政府
自 1960年 6月 至 1961年 6月	"	山 内 康 司	琉球開発金融公社
自 1962年 7月 至 1963年 7月	"	Leonard H. Dicke	琉球列島米国民政府
自 1962年 7月 至 1965年 7月	"	Omer E. Roller	琉球列島米国陸軍

期 間	理 事	氏 名	現 職
自 1961年 9月 至 1962年 6月	理 事	志 村 恵	琉球政府
自 1962年 7月 至 1967年 7月	"	小波蔵 政 光	"
自 1962年 7月 至 1963年 7月	"	金 城 清 輝	琉球開発金融公社
自 1964年 6月 至 1965年 7月	"	屋 田 甚 助	琉球電力公社
自 1964年 6月 至 1968年 4月	"	宝 村 信 雄	琉球開発金融公社
自 1965年 8月 至 1965年 9月	"	George W. Cunningham	琉球列島米国陸軍
自 1965年 8月 至 現 在	"	大 浜 博 貞	琉球水道公社
自 1965年10月 至 1966年 2月	"	Alfred A. DeSanto	Fort Buckner
自 1966年 3月 至 1967年 5月	"	Parker Fredericks, Jr.	"
自 1967年 5月 至 1968年 2月	"	Harold W. Gustafson	"
自 1968年 3月 至 1970年 5月	"	Billy H. Morris	"
自 1967年 7月 至 1968年 5月	"	小 渡 三 郎	琉球政府
自 1968年 6月 至 1969年 1月	"	石 垣 賢 忠	"
自 1969年 2月 至 現 在	"	宮 里 栄 一	"
自 1968年 5月 至 現 在	"	照 屋 輝 男	琉球開発金融公社
自 1970年10月 至 現 在	"	Frank S. Tarbell	琉球列島米国陸軍

歴代役員

職名	氏名	期間
総裁	Jyman C. Hamilton	自 1958年11月 至 1960年6月
〃	James A. Ross, Jr.	自 1960年7月 至 1961年6月
〃	William A. Kelley	自 1961年7月 至 1962年12月
〃	Edward K. Shultz	自 1962年12月 至 1963年7月
総裁 (暫定出納役を兼務)	屋田 甚助	自 1963年12月 至 1965年7月
総裁	大浜 博貞	自 1965年8月 至 現在
副総裁	Robert R. Moss	自 1958年11月 至 1960年6月
〃	Stephen G. Christmas	自 1960年7月 至 1961年7月
〃	Frank Egi	自 1961年2月 至 1962年12月
〃	Leonard H. Dicke	自 1962年7月 至 1963年7月
〃	大浜 博貞	自 1963年12月 至 1965年7月
〃	照屋 輝男	自 1965年8月 至 1968年5月
〃	宮良 用英	自 1969年1月 至 現在
秘書役	長嶺 文雄	自 1958年11月 至 1959年3月
〃	屋田 甚助	自 1959年4月 至 1963年11月
〃	知念 五郎	自 1962年12月 至 現在
出納役 (暫定秘書役を兼務)	喜瀬 宏	自 1958年10月 至 1962年12月
出納役	高里 雄介	自 1964年1月 至 1966年12月
〃	新垣 元助	自 1967年1月 至 現在

内部機構の変遷



職員数の変遷

項目	会計年度	1967	1968	1969	1970	1971	1972
職員総数		40(11)	62(28)	98(60)	128(63)	127(62)	286
対前年度増減(%)		—	155.0	158.1	130.6	99.2	225.2

注) 1. () 内の数字は、全島統合上水道出向職員数である。
 2. 1972年度職員数は1972年2月1日現在の数字である。また、当該年度は対前年度比率では約 2.3倍の伸びを示しているが、これは公社の県移管を前提に、全島統合上水道(生産部門)職員が移籍されたためである。

第2章 公社の権能

琉球水道公社の権能を組織、経営の面から概括すると下表のとおりである

適用法律	項目	摘要
琉球水道 公社定款	業務執行に 関する機関	理事会(第3条)——総裁を含む5理事をもって構成する。機能定数は4名、決定は3理事の同意が必要である(理事欠員の場合は、1人以上の代理々事を置くことができる。現在、副総裁を含む5名が代理々事をつとめる)。 総裁(第4条の2項) 副総裁(第3条の1項) その他の役員(秘書役及び出納役——第4条の1及び3項)
	任期	理事 } 任命権者(民政官又はその正式後任者)の自由裁量 総裁 } による期間(第3条の2項及び7項) 役員 }
	任命者	理事 } 民政官又はその正式後任者 総裁 } (第3条の1項) 副総裁 }
	権限	役員 } 総裁及び理事会(第4条の1項) 民政官—理事、総裁、副総裁の任免(第3条)また、次の事項を決定する。 ①債券発行(100万ドル以下)——(第8条の5項) ②予算(第9条の1項)

	③定款の改正(第11条) ④料金設定(第5条の1項i) ⑤財産(500ドル以上)の譲渡(第5条の1項h)
	理事会—業務、管理運営にわたる権限(第3条の4項) また、次の事項を決定する。 ①役員及び職員の選任及び職務分掌(第3条の7項) ②公社基金の債権投資(第8条の2項) ③超過基金の民政府一般基金への納付(第8条の4項)
	総裁—業務の執行及び指揮、且つ公社を代表して諸証書の作成、交付を行う。
業務執行に 対する制約	資金調達面では、料金設定、起債等について民政官の承認を必要とするが、民政府一般基金からの出資が各会計期行われ、円滑化している。予算の作成、財産の譲渡等は民政官の承認を経なければならない。
予算制度	営業予算—総裁が調製し } 民政官の承認を経る(第9条の1項) 資本予算—理事会が調製し }
	※営業予算の流用—予算の範囲内をもって、総裁において流用できる。 資本予算予備費の流用—1件の工事費の20%又は5万ドルを越える場合は理事会において行う。
決算	総裁が調整し、理事会をとおして民政官に報告する(会計督查を受けなければならない—第9条の2項)
資金調達	未償還額が一時に100万ドルを越えない範囲において借入を行うことができる。起債は民政官の承認を必要とする(第8条5項)
会計規定	民政官が定める規則及び規定のもとに、企業会計原則が準用される。
役職員の任免	総裁、副総裁は民政官がまたその他の役員及び職員は理事会が行う(第3条の1項及び7項)
役職員の給与	同上
役員報酬	同上

第3章 琉球水道公社定款

琉球水道公社定款は、1958年9月4日、条文第11条及び附則（改正第3号）をもって制定され、全条は以下のとおりである。

琉球水道公社 定款

第1条 琉球水道公社の目的

琉球住民の需要と利益、産業の発展その他の用途に必要な水の集取、処理、送水、配水及び販売にあたる施設を取得、維持及び運営するために、琉球列島米国民政府（以下「民政府」という。）の一機関として琉球水道公社（以下「公社」という。）と称する法人団体を設立する。

第二条 本社

公社の所在地及び本社は、琉球列島沖繩那覇とする。

第三条 理事

一 公社の理事会（以下「理事会」という。）は琉球列島民政官又はその正式後任者によって任命される五名の理事で構成する。民政官は理事の一人を理事長に指名しなければならない。正規の理事の欠員又は執務できない期間は理事長の求めによる一人又はそれ以上の代理理事を任命することができる。民政官は公社の総裁及び副総裁を指名しなければならない。総裁及び副総裁の職は、常勤としその報酬は民政官の定める給与の率による。（改正一）（改正二）（改正三）

二 理事の勤務期間は、任命権者の自由裁量によるものとする。ただし、早期に免職されない限り、任命にあたって任命権者が定める期間勤務しなければならない。理事の後任者は、前任者の場合と同様な方法で任命される。

三 理事に欠員が生じても、四人の正式任命理事が存任している限り、公社の職務遂行についての理事会の権限に影響するものではない。
理事会の事務処理に必要な定足数は正式任命理事四人又は正式任命理事及び補欠任命理事からなる四人とする。理事会の決議は、理事会議における理事三名の同意を必要とする。（改正一）

四 理事会は、公社の業務、庶務及び財産の運営、管理一般にあたるものとし、かつ、この定款及び関係法令に基づき、会社の遂行しうるすべての権限を行使することができる。

五 理事会の定例会は、理事会が決議により定める日時と場所において毎月一回開催する。臨時会は、理事長又は理事二名により召集することができる。

この場合、各理事にその旨三日以前に通知しなければならない。

六 理事は、公社の理事としてその勤務に対し、任命権者の定める額の俸給又は給与の支給を受ける。ただし、いかなる場合でも、合衆国政府又は琉球政府の被用者は公社理事としてのその勤務につき、いかなる俸給又は給与の支給も受けてはならない。理事が、

この定款により、理事会に付与された職務の執行にあたって負担した費用については、理事会の承認を得て、公社がその実費を償還する。（改正一）

七 この定款に別段の定めがある場合を除き、かつ、理事の任命権者の承認又は指示に基づいて理事会並びに公社の職務執行に必要なその他の役員、職員及び代理人を選任しその給与、職務分掌を定め、理事会の指名する者については適当な約契書を要求する。いずれの役員、職員又は代理人も琉球列島首席民政官又はその正式後任者の指示及び自由裁量により免職することができる。（改正一）（改正二）

八 理事会は、任命権者の指示する期日及び様式により、業務及び会計明細書を任命権者に提出する。

九 理事は、就任に際し、この定款により課されたその職務を公正適確に履行することを宣誓して署名しなければならない。

第四条 役員

一 公社の役員は、総裁及びその他理事会の任命する役員をもって構成する。

二 総裁は、理事会の決議に基づき、公社の業務を執行及び指揮し公社の名義で、かつ、公社を代表して、契約書、譲渡証書、賃貸契約その他法人財産に係る証書を作成して交付する。総裁は公社の支配人に契約書及び公社の日常業務活動に必要な諸証書を作成する権限を委任することができる。（改正一）

三 総裁を除く役員の仕事及び権限は、その職務及び任命に関する決議によって定められる。

第五条

一 この定款により、別に明示されない限り、公社は、

a その法人名の継承権を有する。

b その法人名において訴訟の当事者となることができる。

c 公社の印章を採択使用する。

d この定款によって認められた契約をなすことができる。

e 業務処理の必要上又は便宜上動産及び不動産を購売又は賃借して保持することができる。

f 土地収用権を行使する権利を有し、不動産の買上げもしくは収用又は不動産に対する権利を取得する場合には、その権限は公社の名において、かつ、この定款の目的達成のために行使されるものとする。

g 水の集取、処理、送水、配水及び販売につき、いかなる動産、不動産もしくは、それに伴う権利をも、これを取得する権限を有し、かつ、琉球列島におけるダム、水源池、浄水場、送水管路並びに附属工場、貯水施設を取得し、又は建造し、及び連結配水管線路により多数の排水施設を合併して、一つ以上の組織を結成する権限を有する。

h 次の権限を有する。

(1) 法人財産の一部もしくは全部を証書、賃貸借証又はその他の方法によって譲渡すること。但し、五〇〇ドルを越える価格の財産を譲渡する場合は、琉球列島首席民政官又はその正式後任者の事前の承認を必要とする。更に、水の集取、処理、送水、配水及び販売以外の事業の運営のため又はこの公社の設立目的のために法人の全財産を譲渡してはならない。(改正一)

(2) 前記(1)の規定に基づき、法人財産の一部又は全部を米合衆国に賃貸すること。

(3) 琉球列島において水の配給及び販売に従事している個人会社に貸付をなし、その責務を取得すること。

i 水を生産及び購入し、かつ琉球列島首席民政官又はその正式後任者の認める料金で公共及び個人の需要者に対し水を配給し、販売する権限を有する。(改正一)

j その他法人としての目的の達成上必要なすべての法的行為を履行する権限を有する。

第六条 印章

公社印は、公社の名称及び法人が設定された暦年の記された円形の印とする。

第七条 免税

公社は、その財産、収入、事業及び経営につき、いかなる課税の対象にもならない。

第八条 会計

一 琉球水道公社基金（以下「基金」という。）を設定する。この法令に基づく運営から生ずる収入は、基金に預入する。この法令に基づく公社のすべての支出は、基金をもって行なう。

二 理事会は、基金のうち現在の需要上必要でない部分を、琉球政府又はその代行機関及び出先機関の利息を生ずる債権に投資することができる。この債権の元金及び利息は、琉球政府により保証され、利息は公社と琉球政府間の協定によって決定される事とする。基金におけるすべての債権に対する利息及び該債権の販売又は償還による収益金は基金に繰り入れられ、基金の一部となる。

三 公社の銀行勘定又は当座預金勘定は、理事会の指定する銀行に設けられ、かつ、このような勘定はすべて基金に繰り入れられ、基金の一部となる。(改正一)

四 基金が公社の必要とする額を超過していると理事会が認める場合には、公社の運営、施設の改修及び拡張並びに非常時に要する資金を考慮の上、その超過額は雑収益として、民政府の一般基金に納入される。

五 公社は、そのいかなる目的のためにも一時に未償還額が1,000,000ドルを超えない金額を借入することができる。このために、公社は支払期日以前に公社が随時に償還しうる手形、社債券、証券その他の証書に規定される方法で発行することができる。公社の起債には、すべて首席民政官の認可を得なければならない。(改正一)

第九条 予算及び会計検査

一 公社は、予算書の提出期日、書式及び内容、資料の内訳並びに作成及び提出の方法について首席民政官が定める規則及び規定に基づき、年次業務予算を編成し、首席民政官

に提出し、その審査及び承認を受けなければならない。予算編成は、公社が、法によって認可されたその事業を適切に遂行しうるように、臨時支出及び附帯支出等の予備費を充分勘定してなされる運営面の計画である。(改正一)

二 公社の会計事務は、商業法人業務に適用される原則と手続きに基づき、かつ、首席民政官が定める規則及び規定のもとに毎年検査が行なわれる。(改正一)

第十条 解散

一 公社が解散する場合又は琉球列島首席民政官もしくはその正式後任者の通告があった場合は、理事会は公社の資産を清算して閉鎖する。解散の期日又は通告を受けた期日から一年を経ても理事会が公社資産の清算を終了せず、かつ、閉鎖しない場合は、かかる清算閉鎖の任務は民政府に委任され、民政府は公社の清算とその業務停止遂行についての理事会の職務及び機限のすべてを継承する。(改正一)

二 公社のすべての資産を清算した後及びすべての法的債務の支払準備が行なわれた後生ずるいかなる残額も民政府の一般基金に納入される。

第十一条 改正

この定款は、琉球列島首席民政官又はその正式後任者のみが改正できる。(改正一)

附 則 (改正第一号)

四 この改正は、いかなる方法においても、公社の現理事又は役員に任命に影響を及ぼすものではなく、又かかる現理事及び役員がなしたいいかなる処置についても影響するものではない。

五 この改正は、1960年6月30日から施行する。
高等弁務官の命により発布する。

民政官代理

ロデリック・M・ギーリス

署名公布 (改正第二号)

高等弁務官に代り

民政官

シャノン・マキューン

附 則 (改正第三号)

二 この改正は、1964年7月31日から施行する
高等弁務官に代り

民政官

ゼラルド・ワーナー

出典：琉球政府立法院事務局法制部

立法考査課「琉球法令集（布告・布令編）」

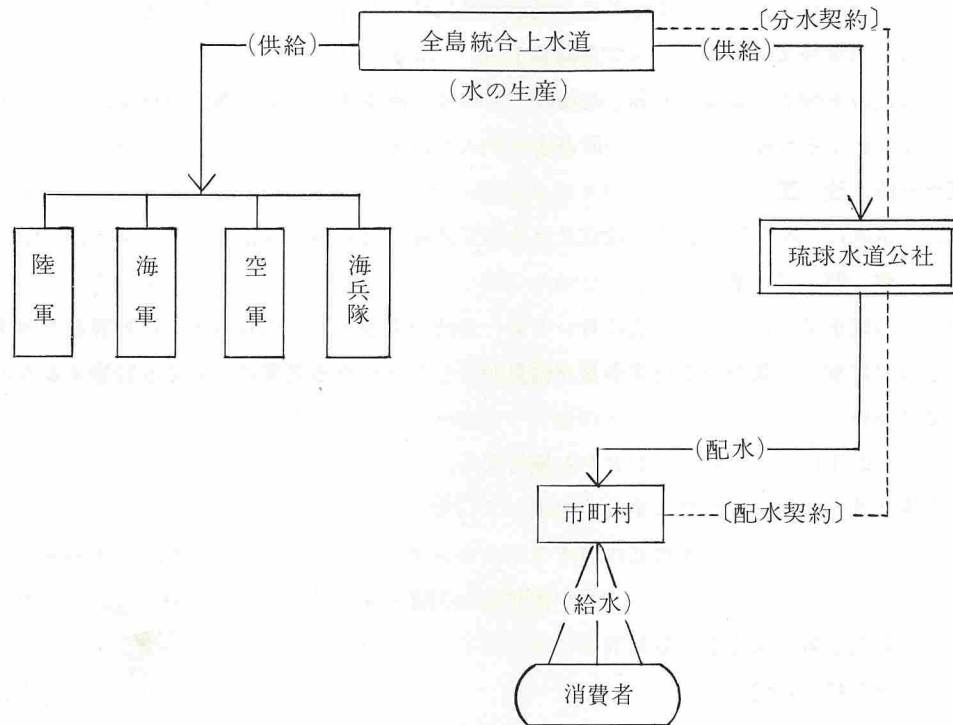
第3編 経営

第1章 用水の供給

第1節 分水契約

琉球水道公社は在琉米国防軍 (Facilities Engineer) との分水契約にもとづいて、浄水及び原水を生産原価で購入し、これを市町村に対して配水契約によって卸売り料金で供給している。従って、住民各家庭への末端給水は直接市町村自体が行っている。

公社の用水供給に伴う相互の関係を図示すると概要次のとおりである。



掲図にみられるとおり、水の生産は全島統合上水道において行われているが、同水道の施設は現在では小数の米軍施設を除いて殆んど当公社の所有施設となっている。

他面、公社の経営は、生産部門と供給部門とが分離するという変則的な形態を有しているが、これは当初水源の効率利用、経済性（重複投資の回避）等の理由によるものであった。しかし、昨今、住民の用水需要が著しく増大したため、民間への一元化が要請される結果となり、公社の自治拡大が徐々に実現化しつつある。

参考までに在琉米国防軍及び那覇市との分水契約を示すと各々以下のとおりである。

駐琉米国防軍と琉球水道公社間の水道に関する契約

琉球米国防軍及第9軍司令部

APO 331

及

高等弁務官府 琉球列島米国民政府

APO 331

統合水道施設の計画、資金調達、開発、建設、運営及維持並に比謝川—長田川から牧港那覇市ポンプ場に至る原水管及ポンプ場の運営維持に関する琉球列島米国民政府首席民政官室内琉球水道公社と駐琉米国防軍との契約

目的（総則）

この複合契約は、1958年5月15日附の上記両当事者間の契約を本契約と取替え、且つ、比謝川—長田川から牧港の那覇市ポンプ場に至る原水管の運営維持に関する契約を含めることを目的とする。責任分担の明確、平易を期するためこの複合契約を下記の二部に分ける。

第1部

統合水道施設の計画、資金調達、開発、建設、運営及維持に関する契約

1. 第1部は軍及琉球住民へ給水するために計画された統合水道施設の計画、資金調達、開発、運営及び維持に対する責任を定めることを目的とする。
2. 本契約の当事者双方は、沖縄に於ける現在の軍水道施設は現在及将来の軍需要を充たすためには完全充分であることを認める。更に琉球経済に給水できる水源、配水管、ポンプ施設及貯水施設は現在のところ軍水道施設内には求められないことを認める。
3. 琉球経済に1日約5,000,000ガロンの飲料水を供給するために必要とする施設、水源及概算費は別表1号に示されている通りであることに同意する。別表1号に示された施設及水源の建設、開発は駐琉米国防軍の費用で施行することはできないし、且つ、施行すべきではないこと、その費用は琉球水道公社又は琉球政府側が支出することに同意する。契約当事者は、徹底的な研究の結果、この統合水道計画が琉球の水道問題に対する最も実現性のある且つ経済的な解決法であり、更に陸軍による運営維持が唯一の適切な方法であると考えている。
4. 琉球水道公社は所要施設費を調達したこと、及び公社出資による施設の建設、開発後の運営維持は陸軍が統合施設の一部としてこれを行なうことに同意する。
5. 公社は別表1号に示す建設、開発に必要な資金を調達したので、更に下記事項に同意する。
 - a. 米国防軍工兵隊を、公社出資施設及び水源の建設、開発に関する設計、仕様書の作成、及び所要工事の施行監督の代表者に指定する。管理費及設計費は他の米国民政府代行機関に対して定められた率による。

- b. 公社出資施設及改良工事完成後は、陸軍が全統合施設の管理者としてその運営維持に対し責任を負う。
- c. 琉球住民のみを給水の対称とする中継配水管の維持に対する責任は公社が負う。
- d. 公社出資施設及改良施設の所有権はすべて公社にある。統合施設の増設部分中水源から現メーターに至る部分は陸軍の運営維持に委せるため、無償で駐琉米陸軍の管理に移管する。
- e. 別表1号に示す施設の建設後、陸軍は該施設地域内で親メーターを通じ、公社に、1日約5,000,000ガロンの飲料水を分譲する。
- f. 水道管の破損、地域的水量不足等の場合水道施設に最大限の弾力性を与え、相互の利益を保証するため、駐琉米陸軍は軍及公社所有の本管間に相互連結管を取付ける。駐琉米陸軍基本計画地域に取り付けられた連結管の費用は陸軍が、陸軍基本計画地域外の連結管の費用は公社が、両方にまたがる場合は割合に応じて双方が費用を負担する。
- g. 公社出資の改良施設が占用する土地の借地料、土地所有権の取得又は土地の損傷に対する賠償若しくは補償金はその性質を問わず当然公社の負担とする。
- h. 陸軍が公社に分譲する水は受渡地点の親メーターで計量し、親メーターの検針によって分譲水量を決定する。上記分譲水に対し別表2号により弗貨を以て陸軍に原価を支払う。陸軍はこの原価を年2回検討し、妥当な場合、以降の請求書の調整を行う。
- i. 陸軍及公社の出資による統合施設に対する投資額は、陸軍から公社に対し、或は公社から陸軍に対する諸費用請求額から除外する。かくして、軍の出費を増すことなしに、民に給水するために、現在の水道施設を拡張することができる。陸軍が投資額を除外するのは、公社も同様にこれを除外すること、及び拡張による施設の弾力性の増大を考慮して行なわれるものである。
- j. 陸軍は運営維持総代行者として、本契約の規定による水量、又は本契約改訂により水量増加を規定した場合は増加水量を、公社に供給する。但し天災地変、公敵又はその他陸軍の不可抗力事情によって供給不可能な場合はこの限りでない。
- k. 陸軍は本契約に示す給水量以上の水量を、軍の需要充足に支障をきたさない範囲で公社に供給する。公社は5hの条項に従って米弗で追加水量に対し代価を支払うことに同意する。
- l. 陸軍は分譲水に対し本契約に規定する料率により請求書を作成し、毎月公社に送附する。この請求金額は請求書受領後15日以内に米弗で支払わなければならない。
- m. 陸軍は、軍の需要を充たすに必要と思料する改良施設を建設しこれを所有する権利を保有する。但し公社の特別の同意がない限り、公社の施設を侵害し、又は公社の水源を減損するような施設を建設してはならない。陸軍は更に将来行うべき公社出資による統合施設又は改良施設及び設計の承認並びに工事が仕様書通り施行されていることを承認する権限及び公社出資建設工事施行の実際の監督指揮権を保有する。
- n. 改良工事、変更工事又は主要維持計画によって発生した屑物、又は救助物資は、こ

れらが発生した資材の所有者の財産とする。

- o. 本契約の期間中、陸軍は、軍及公社出資施設を含む統合施設を運転できるよう良好な状態に維持管理する。
 - p. 陸軍及び公社の正当代表者間で解決できない紛争が生じた場合、その問題は琉球列島高等弁務官に解決を求める。琉球列島高等弁務官の決定は最後のものとする。
6. 本契約により琉球経済に供給する水量は、統合施設中公社出資部分が建設され運転可能になった日から効力を発生する。但し、統合施設中の一部分が完成し、それ自体として運転できる場合は、陸軍は、統合施設の完成した部分で給水できる地域に対し親メーターを通じて給水する。
7. 本契約は一方から30日前に改訂希望の申出があれば検討の上改訂することができる。契約の終結又は改訂は、双方の承諾後か又は正当権者の指示があった場合に行はれる。

第 2 部

比謝川—長田川から牧港の那覇市ポンプ場に至る原水管及ポンプ場の運営維持に関する契約

1. 目 的

この契約は、那覇市浄水所に原水を送るために既に建設され又は将来建設されるダム、ポンプ場及送水管の運営維持に関し責任を定めることを目的とする。この施設は河川、ダム、長田川—比謝川の取水口、ポンプ場、那覇市牧港ポンプ場に至る13,500呎の14吋管並に31,950呎の12吋セメント石綿管を含む。

2. 責 任

a. 陸軍は下記に対し責任を負う

- (1) 本契約の存続期間中、原水施設を運転できるよう良好な状態に維持管理する。
- (2) 公社に対し原水管を通じ、牧港ポンプ場の量水器で計量して、要請により又は定められた給水計画に基いて、1日約2,000,000ガロンの原水を、下記条件に従って供給する。但し、水量の入手が可能で、送水管がその能力を有すること及後に述べる不慮の緊急事が起らないことを条件とする。那覇市水道施設指定運営者の要請があれば、送水率を1日に付き、500,000ガロン単位で増すものとする。
- (3) 公社の特別な要請によって、陸軍をこの原水施設の改修、増設、改造に必要な設計書、工事仕様書及工事に対し責任を負う代行者に指定する。
- (4) 陸軍は、本契約の条項によって支払わなければならない費用の請求書を公社に提出する。

b. 公社は下記に対して責任を負う。

- (1) 公社出資による改良施設及設備の占有している又は将来占有される土地使用料の支払。
- (2) 本契約の条項に基いて陸軍が支出する費用を、請求書受領後15日以内に弗貨で陸軍に支払うこと。

3. 特別規定

- a. 陸軍は、運営維持の総代行者として、本契約の需要を充たすために必要な水量又は本契約を改訂した場合の追加水量を最大限に供給する。但し天災地変、公敵又は陸軍の不可抗力によって給水できない場合はこの限りでない。
- b. 施設は竣工次第公社の財産となり、運営維持のため陸軍のこうむる費用はすべて公社が償還する。
- c. 施設の改造、変更又は主要維持計画によって生ずる屑物又は救助資材は、これらが生じた資材の所有者の所有とする。
- d. 2 a (2)に規定する那覇市ポンプ場への送水量に影響を及ぼさない範囲で陸軍は自己の判断により自己の費用で、原水管から分岐線へ送水することができる。この場合陸軍は、公社に対する請求額から、当時の料率により、陸軍用に供給した水の原価を差引くものとする。但し原水管を通し、1日10,000ガロンを超ゆる水量を使用する場合は、この水量に対する料率は双方協議の上決定する。
- e. 陸軍及公社の正当な代表者間で解決できない紛争が生じた場合は、琉球列島高等弁務官に解決を求める。高等弁務官の決定は最後のものとする。

4. 償 還

本契約の執行に当って、陸軍に支払う金額は、運営維持に要する実費、使用資材費、占用土地に対する適正な割当負担金及他の米国政府機関に対して定められた率による管理並に設計費とする。ただし、見積額 500 弗以上を要する維持、修理、改造は緊急な場合を除き、施行前に公社の承認を得なければならない。

5. 発効日及解約に関する規定

契約第 2 部の有効期間は1959年10月23日から事情により止むを得ず本契約を解約又は修正する時までとし、かかる解約又は修正は、取方の承認を得た後か又は正当権者の指示によってのみ行う。

駐琉米国陸軍代表
副司令官
米国陸軍準将
G・T・パワーズ

民政府代表
琉球水道公社理事長
ジェームス・A・ロス

1958. 5.15づけ本契約（浄水のみ）

1958. 6.10臨時契約 本契約がなされるまでとして

1961年 5月22日改訂契約（原水を含める）

但し 59. 10. 23にさか昇って原水（長田川）について適用

出典：厚生省沖縄水道調査団報告書“沖縄の水道”（昭和45年1月）

別表 1 号

軍水道施設に統合すべき琉球列島米国民政府出資による開発計画及建設費（修正）
建設すべき施設及建設費見積額

琉球経済に更に1日5,000,000ガロンの飲料水を供給するために統合施設の一部として運営さるべき追加施設の建設が必要である。下記は建設すべき施設とその見積額である。

a. 瑞ヶ山ダム及附属施設	\$ 302,684
b. 瑞ヶ覧貯水槽から那覇市浄水場間16吋及14吋管敷設	\$ 650,451
c. 普天間ポンプ場	\$ 57,042
d. 天願ポンプ場拡張、天願、タイベース間の原水管の浄水管との取替	\$ 75,718
e. タイベース浄水所の浄水能力及送水能力の拡張	\$ 270,392
f. タイベースから瑞ヶ覧貯水槽に至る16吋管を28吋管との取替	\$ 493,110
g. 嘉手納航空隊内に於ける地下水源開発及南部沖縄に於ける水源調査	\$ 360,151
計	\$2,209,548

別表 2 号

浄水単価算定書

（1960会計年度実績による）

運営費—浄水所及施設（油シ、人件ヒ、薬品、諸ヒ）	\$ 324,094
維持費— “ （施設の修繕）	\$ 175,583
配水本管及給水管 （維持、パイプ関係）	\$ 29,219
管理及設計費（上記の6%）（ポストエンジニア・統轄費・庶務費（現場）	\$ 31,734
計	\$ 560,630
給水量（単位1,000ガロン）	5,420,588
運営維持費単価（単位1,000ガロン）	\$ 0.1034
電力費（別に計上）	\$ 0.0420
単価計（単位1,000ガロン）	\$ 0.1454

琉球水道公社と那覇市との分水協定

浄水分水協定

本協定は琉球水道公社と那覇市との間に1963年7月1日から効力を発し、琉球水道公社（以下公社と称する）と那覇市（以下市と称する）は次のとおり本協定を締結した。

市の水源は、現在緊急な一般の需要をみたすのに十分でなく、市はこの需要をみたすため公社の援助を要請した。また公社の業務は米国陸軍の運営する水道施設から民需要者への送配水に限定されており、かつ、公社はその能力の範囲内で市の需要をみたす権限を高等弁務官から与えられている。よって、公社は下記の条件に従って浄水を分譲することをここに約し、市はこれを受諾した。

1. 公社は次の条項及び規定に従ってこの契約の月から市に浄水を分譲することに同意する。
2. 公社は常時給水の不履行または不能によって生ずる法的あるいは財政的責任を負わないものとし、その能力の限度内において年間4億5千万ガロンまたは1日最低110万ガロンの浄水を安謝を含む市の区域に供給するよう努力する。市が上記の最低水量を受水しない場合においても、市はここに規定される料率により年間に算定される最低水量について、その代価を支払うものとする。ただし、公社が分譲できなかつた水量については、その代価を支払う義務を負わないものとする。
3. 本協定によって公社が市に対し行う浄水の分譲はメーター及び逆止弁を通じてなされるものとし、そのメーター及び逆止弁は公社が指定する各分譲地点に設置されるものとする。公社が指定した型式のメーター及び逆止弁は公社が所有し、ならびに設置及び維持するものとする。統合水道施設への連結は市が行ってはならない。統合水道施設への必要な連結は、すべて公社が行い、その費用は市の負担とする。
4. 公社が設置したメーター及び弁の経費を除き上記分譲地点の設置、維持及び修理に要する費用はすべて市が負担するものとする。
5. 本協定により市へ分譲する総水量は毎月各メーターの指示量の合計により決定する。メーターが故障するときは、直近3ヶ月分の平均実消費量を用いてその月の消費量を算出する。
6. 本協定にもとづいて分譲された浄水は1,000ガロン（米）当たり0.2194弗の料率で市がその料金を支払うことに双方は同意する。情勢または条件の変化により前記料率の改訂

を必要とするときは、その改訂料率はその旨市へ当初に予告した日から60日後に効力を発するものとし、市に改訂料率の算出根拠について通知をなすものとする。

7. 公社は本協定により市に分譲した浄水の料金について毎月請求書を送付するものとし、市は翌月の25日までにその料金を支払うことに同意する。
ただし第2項に規定する最低水量に達しなかつた水量については、第6項に規定する料率で請求のあつた翌月の25日までに清算するものとする。もしこの条項に従って、料金の支払いがなされない場合は、未払額に対し月1\$の割合で延滞料を課するものとする。本協定によって市が公社に支払うべき浄水購入費は、本協定からまたは本協定とは無関係に生ずる公社に対する反訴、相殺、控除の権限を市または第三者が申し立て、あるいは主張し、その支払いを保留し、差し控えまたは拒否してはならない。
8. 公社は市側の過失により市の配水施設内に生じた汚染に対しては責任を負わないものとする。
9. 公社の給水施設に連結されている市の給水施設は公認飲料水施設以外に連結されてはならない。
10. 市の水道料金は、水道施設の能率的運営のもとにおける原価に照らし公正妥当なものでなければならない。すなわち水道料金は原水費、浄水費、給配水費、一般管理費、主改良の償却費及び起債償還費を含めた市水道施設費に基礎をおいて定めるものとする。これらの諸原則を確実に遵守するため、市は次の事項を約する。
 - a. 市は、公社からの要求があるときは、市の水道施設に関するあらゆる会計資料を提出し、公社当局に適時市の諸記録を調査または転記させることを認めるものとする。
 - b. 市は、公社に対し、料金変更の算出根拠についての説明と60日以前の予告を与えないで、市が課する水道料金を変更してはならない。また市は公社からの要請がある場合には料金の改訂について考慮しなければならない。
 - c. 直近3ヶ月以内に需要者から徴収した水道料金が不適正なものであると公社が認める場合、市はその不当徴収額を需要者に還付するものとし、かつ、その還付の証拠となるものを公社に提出しなければならない。還付についての請求を受けてから10日以内に支払いがなされない場合にはこの協定に違反したものとみなす。
 - d. 市がこの条項による義務を履行せず又は他の方法で本協定を侵害したと公社が決定したときは（公社の決定は最終的なものとする）市がその配水施設を公社の指示に従って運営することを公社は要請し、市はそれに同意するものとする。公社は需要者にできるだけ適正な最低料金で給水することを目的とし本協定の履行を確実にするためにのみその権限を行使するものとする。市は公社に対し公社の指令に従ってなされた市配水施設の運営により、直接または間接的に生ずる損害賠償についての請求をして

はならない。このような請求はすべてここにおいて放棄されるものとする。ただし本項の規定は水道料金を規制するための公益事業委員会が設置されるまでの期間とする。

11. 本協定の条項は双方の同意を得て変更することができる。

12. いづれの方も、相手側に文書でもって予告をなし、30日間の余裕を与えた後本契約を解消することができる。

13. 双方間で解決できない本協定から生じたあらゆる紛争は琉球列島米国民政府首席民政官にいづれの側からでも解決を求めることができるものとし、その決定は最終的なものとする。首席民政官はその補佐役として利害関係のない第三者を委員に任命することができるものとし、双方共委員に訴える権利を有する。

以上協定の証として双方は1963年7月15日琉球列島沖繩において各々の責任者が署名した。

琉球水道公社

総 裁 エドワード K. シューツ

那 覇 市

市 長 西 銘 順 治

原水分水協定

本協定は、琉球水道公社と那覇市との間に次の理由で締結され1962年7月1日から効力を発する。以下琉球水道公社を公社と称し那覇市を市と称する。即ち市の水源は現在緊急な一般の需要をみたすのに適切でなく、市はこの需要をみたすため公社の援助を要請し、さらに公社の義務は米国陸軍の運営する水道施設から民需要者への送水に限定されており、かつ、公社はその能力の範囲内で市の需要をみたす権限を高等弁務官から与えられているので、公社は下記水源を次の条件に従って分譲することを約し、市はこれを受諾することを認める。

1. 公社は、下記条件に従って本協定の発効日から10年間市の需要に応じて特定量の原水を市に分譲する。

2. 市は次の原水最低水量を受水する。

1963会計年度 620,000,000ガロン

1964会計年度から1971会計年度まで年間 730,000,000ガロン

会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする

3. 双方は通称長田川、比謝川原水施設の能力は1日200万ガロンであることを認める。公社は原水分譲可能な限度及び前記施設の公称能力の範囲内で市の需要をみたすように努力する。

4. 公社は牧港の那覇市ポンプ場でメーターを通じて原水を分譲する。

5. 一定期間の分譲水量はメーター指示量によって決定する。市はその要求水量と公社の分譲水量の日報を毎日作成する。

6. 本協定により公社が市に供給する原水は1,000米ガロンにつき0.08ドルの割で料金を支払うことを双方同意する。さらに、この料率で当該会計年度に市が受水する原水の総量は前記第2項に示されている最低量以下であってはならない。たとえ市が前記第2項の最低量を受水しなかった場合においても市は、ここに規定する料率で最低量に対する料金や次会計年度始めに支払わなければならない。ただし、市は公社が分譲できなかった水量に対して料金を支払う義務はない。もし事情または条件の変化により前記料率を改訂する必要がある場合は公社は、文書で、その旨予告した後市と協議するものとし、料率改訂は当初の予告から60日後に効力を発するものとする。公社は水の生産及び供給原価の増減にもとづいて前記料率を毎年再検討する。

7. 公社は、分譲した原水に対し、毎月市に請求するものとし、市は請求書受理後15日以内に支払うことを特に同意する。もし、この期間内に支払われない場合は月1%の割で延滞料を課する。本協定によって市に分譲された水に対し公社に支払うべき料金は本協定からまたは本協定とは無関係に生ずる反訴、相殺、控除の権利を理由に支払いを保留し、または差控えあるいは拒否し料金支払いに関して市または第三者に対し不利な申立てをしまは主張してはならない。

8. 公社が天災地変または公社の不可抗力のため継続給水ができなかった理由で何等法的または財政的責任を負わないことを双方は特に承認する。

公社は市浄水場の勤勉な運営により標準飲料水に処理しうる原水を分譲する。分譲される原水は、未処理水で適切に処理されるまでは飲料水として不適當であることを特に承認する。適切な浄化処理の責任はすべて市にある。

9. 琉球政府が水道料率に関する立法処置を講ずるまで、市が使用者に課する料率は次の原則による。即ち、水道料率は施設の効率的運営にもとづいた合理的なものとし、受水費、拡張及び改良費、浄水及び配水費、企業債の元利償還を含む原価に基礎をおくものとする。

10. 本協定の条項は双方の同意を得て変更することができる。

11. 本協定から生じ双方の同意によって解決できない紛争は琉球列島米国民政府首席民政官にいずれの側からでも解決を求めることができるものとし、その決定は最終的なものとする。

首席民政官は、その補佐役として利害関係のない第三者を委員に任命することができるものとし、双方共委員に訴える権利を有する。

本協定の証として、双方の正当な権限を有する代表者が琉球列島沖繩において1962年7月3日署名した。

琉球水道公社
 総 裁 W. A. ケリー
 那 覇 市
 市 長 西 銘 順 治

出典：厚生省沖繩水道調査団報告書“沖繩の水道”（昭和45年1月）

第2節 普及状況

沖繩本島における上水道の普及状況は、琉球政府資料によると、1970年6月30日現在、下表のとおりである。

沖繩の水道普及状況

1970年6月30日現在

地区別	総人口	普及状況		施設ヶ所数				備考
		給水人口	普及率	上水道	簡易水道	専用水道	計	
北部地区	122,810人	105,020人	85.5%	4ヶ所	121ヶ所	1ヶ所	126ヶ所	
中部地区	331,240	259,470	78.3	13	25	—	38	
南部地区	136,000	99,430	73.1	4	73	—	77	
那覇地区	279,540	249,070	89.1	1	3	—	4	

資料：琉球政府“建設要覧”（1970年版）

掲表に示された上水道22ヶ所のうち、那覇市を含む19ヶ市町村及び南部地区東部上水道組合が、現在、琉球水道公社の供給対象先となっている。

公社は設立当初において、用水の供給は専ら市町村を対象とする方針であった。しかし、当時においては、市町村側の受水施設の未整備あるいは全島統合上水道からその余裕水を分譲していた直接給水先が相当数（1958年当時 516ヶ所）にのぼっていたため、市町村を対象とする公社の供給方針は、逐年、除々に浸透をみたのである。配水及び給水先の変遷を公社の創立からたどってみると次のとおりとなっている。

公社供給先の変遷

(有料浄水)

会計年度	区分	市町村	累計	直接給水先	供給先総計
1959—1960		那覇・コザ・北谷	3	649(1959年度)ヶ所 1,200(1960年度)	1,203ヶ所
1961		宜野湾・美里・読谷	6	2,327	2,333
1962		具志川	7	3,465	3,472
1963		浦添・北中城	9	2,149	2,158
1964		嘉手納・与那城	11	893	904
1965		—	11	222	233
1966		—	11	94	105
1967		西原	12	95	107
1968		石川・豊見城	14	26	40
1969		与那原・中城・勝連南部地区東部上水道組合※注)	18	28	46
1970		佐敷・糸満	20	26	46
1971		—	20	28	48

注) 南部地区東部上水道組合は、南風原、東風平、大里、具志頭の4村をもって構成されている。

(有料原水)

会計年度	区分	市町村	累計	直接給水先	供給先総計
1959—1960		那覇	1	—ヶ所	1ヶ所
1961		—	1	—	1
1962		—	1	—	1
1963		—	1	—	1
1964		—	1	—	1
1965		—	1	—	1
1966		—	1	—	1
1967		—	1	—	1
1968		—	1	5	6
1969		宜野座	2	5	7
1970		—	2	6	8
1971		—	2	7	9

掲表にみられるとおり、公社の市町村に対する配給水状況はヶ所数及び量において、累年、増大傾向にあるが、一方、関係市町村における給水普及状況をみると、1971年4月現在、下表のとおりである。

関係市町村における水道の普及状況

1971年4月現在

市町村	行政人口	給水人口	普及率(%)
那覇市	299,133人	265,099人	88.6
コザ市	68,075	61,055	89.7
宜野湾市	45,332	40,215	88.7
浦添市	45,375	41,001	90.4
具志川市	41,185	24,075	58.5
石川市	16,948	11,822	69.8
糸満市	36,944	4,735	12.8
与那原町	10,429	9,306	89.2
美里村	26,178	14,481	55.3
読谷村	22,794	19,530	85.7
嘉手納村	14,310	8,974	62.7
北谷村	11,334	10,863	95.8
北中城村	9,881	5,680	57.5
与那城村※注)	16,239	5,706	53.6
西原村	10,666	4,890	45.8
豊見城村	14,102	4,187	29.7
中城村	10,539	2,355	22.3
勝連村※注)	10,194	350	3.4
佐敷村	7,786	1,520	19.5
南部地区東部 上水道組合	36,985	10,340	28.0
合計	754,429	546,184	72.4

資料：関係市町村

注) 与那城村及び勝連村資料は離島を含まない。

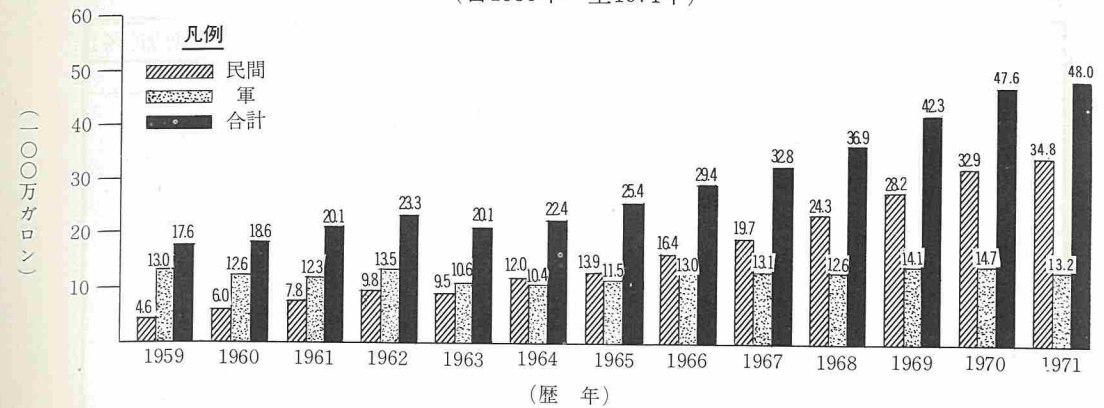
第3節 需要

住民の用水需要は、近年、一段と激増傾向を示しているが、公社が業務を開始した頃の使用量は今日のそれとは比較にならず、まさに隔世の感を深くさせられる。ことに沖縄における上水道は、琉球水道公社の設立を基盤としてその普及が急速に進展したことは既述したとおりであるが、水道の使用量も絶対量においてあるいは1人当り消費量においてもその増大は著しい。

公社の業務開始後における販売水量の実績を軍の使用実績と対照して図示すると次のとおりである。

全島統合上水道1日平均使用量

(自1959年 至1971年)



備考：民間使用量には那覇市泊浄水場生産量を含む。

沖縄における全島統合上水道1日平均使用量は、掲図表から判断できるように、1959年においては1,756万ガロン(約6.7万立方米)であったが、1971年には4,800万ガロン(約18.2万立方米)と過去12年間に約2.7倍の激増ぶりを示している。ことに、民間の用水消費量は、1964年を起点に軍のそれを上廻り、以後、平均20パーセント前後の急増が経年みられる。このことは、沖縄の社会、経済の順調な発展を裏付けるものであるが、反面、増大一途の需要への対応には、諸々の基本的問題をはらむ結果を現出している。

公社の市町村に対する配水実績をカテゴリー別に示すと、各々下表のとおりである。

(1)年度別販売実績

(販売水量)

単位：1,000ガロン

会計年度	区分	浄水	原水	合計	対前年度増加(%)
1959		511,121	—〇—	511,121	—
1960		695,703	195,896	891,599	74.4
1961		1,237,989	398,408	1,636,397	83.5
1962		1,817,246	500,807	2,318,053	41.7
1963		2,714,304	680,531	3,394,835	46.5
1964		2,415,441	722,456	3,137,897	△ 7.6
1965		3,077,987	628,506	3,706,493	18.1
1966		3,683,710	774,427	4,458,137	20.3
1967		4,437,346	979,935	5,417,281	21.5
1968		5,881,016	1,120,543	7,001,559	29.2
1969		7,486,742	1,094,750	8,581,492	22.6
1970		8,914,142	1,137,695	10,051,837	17.1
1971		11,062,860	1,112,559	12,175,419	21.1

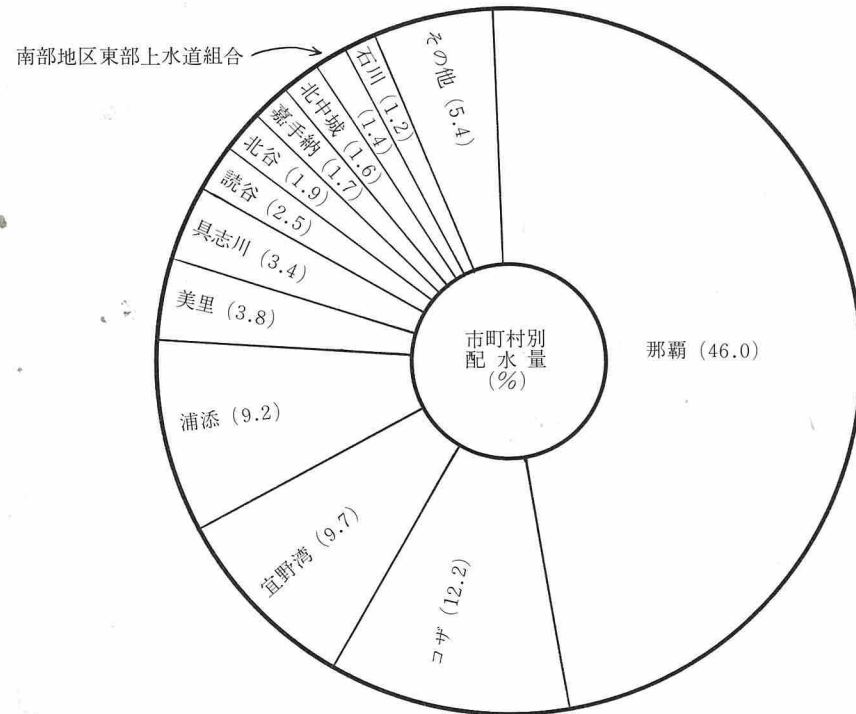
(販売金額)

単位：\$

会計年度	区分	浄水	原水	合計	対前年度増加(%)
1959		120,369	—〇—	120,369	—
1960		178,437	15,672	194,109	61.3
1961		308,300	31,873	340,173	75.2
1962		441,870	40,065	481,935	41.7
1963		612,949	54,442	667,391	38.5
1964		597,675	57,796	655,471	△ 1.8
1965		707,856	50,280	758,136	15.7
1966		817,028	61,954	878,982	15.9
1967		977,392	78,395	1,055,787	20.1
1968		1,294,515	89,643	1,384,158	31.1
1969		1,645,933	85,883	1,731,816	25.1
1970		1,958,225	89,264	2,047,489	18.2
1971		2,429,744	90,734	2,520,478	23.1

(II) 市町村別配水量のシェア

1971年6月30日現在



(III) 市町村別1人1日平均配水量

1971年6月30日現在

市町村	1日平均配水量 1,000ガロン	給水人口 人	1人1日平均配水量 ガロン(ℓ)
那覇市	16,951	255,186	66 (250)
コザ市	4,086	61,230	67 (254)
宜野湾市	3,257	52,260	62 (235)
浦添市	3,097	44,744	69 (261)
具志川市	1,145	24,687	46 (174)
石川市	399	12,795	31 (117)
糸満市	129	5,214	25 (95)
与那原町	246	9,546	26 (98)
美里村	1,270	18,817	67 (254)
読谷村	823	22,618	36 (136)
嘉手納村	575	11,254	51 (193)
北谷村	623	12,880	48 (182)
北中城村	528	9,620	55 (208)
与那城村	165	5,728	29 (110)
西原村	163	5,275	31 (117)
豊見城村	214	5,200	41 (155)
中城村	231	3,561	65 (246)
勝連村	20	4,149	5 (19)
佐敷村	26	1,610	16 (61)
南部地区東部 上水道組合	463	9,140	51 (193)
琉球水道公社 1人1日平均配水量	34,414	575,514	60 (227)

備考：①配水量は公社が市町村に販売した水量である。但し那覇市の場合は自己水を含む。
②給水人口は年度末の数字である。

近年における需要増大は、給水人口及び1人当り使用水量の増加、都市圏拡大、生活水準の向上、経済成長等による要因及び相関性が指摘される。

1972年の本年度復帰を境にして、用水需要はさらに多角化しようが、将来における需要動向は、過去の消費実績及び諸々の需要環境の変化に伴って、今後とも増大することが十分予測される。

第2章 供給料金

公社の経営に要する収入は、その大半を水道供給料金に源泉している。水道は住民生活にとって不可欠の要素であるばかりでなく経済の発展にも欠かせない重要なエネルギーである。かかる意味から水道の公共性はきわめて高い。従って、料金の設定にあたっては、公共性と経営上の経済性との接点が常に重要な目安ともなっている。安全で十分な水を供給するために、琉球水道公社は、適正な料率にもとづいて、市町村及び直接給水先から使用料金を徴収しているが、現行の料金体系を示すと、概要、次のとおりである。

琉球水道公社の供給料金（現行）

供給先	供給対象	料金体系	換算 (1m ³ 当り)	備考
浄水	市町村及び 南部地区東部 上水道組合 Aグループ Bグループ	計量料金 (1,000ガロンにつき) \$0.2194	\$0.0579	公社創立から1963年 3月まで直接給水先 の一部に対して、1 ヶ所月額\$4.80の定 額料金が徴収された。
		(" \$ 0.35	\$0.0924	
		(5,000ガロンまで) \$2.00	\$0.1056	
		超過料金 100,000ガロン (1,000ガロン)まで \$0.38	\$0.1003	
		につき 500,000ガロン まで \$0.36	\$0.0951	
	501,000ガロン 以上 \$0.30	\$0.0792		
原水	市町村、A及び Bグループ	(1,000ガロンにつき) \$0.08	\$0.0211	

注) 1,000ガロンは約3.79立方メートルである。

掲表に示された料金体系のうち、定額料金（備考欄）は計量器等の完備により1963年4月以降計量料金に組み入れられたが、計量料金は公社創設以来、改訂は据置かれている。

市町村への浄水の卸売り料金\$0.2194は、今日多くの公益事業がその料金算定の根拠としているフェア・リターン原則を基礎に設定された。総括原価には、当初、自己資本の5%程度の事業報酬を見込んでいたが、後年、公社の財務環境が大幅に変化したため、当該報酬率は必ずしも維持し難い状況に立ち至った。

1967年には、R. W. ベック社（米国コンサルティング・エンジニア）に依頼して、料金の再検討を行った。同社による調査の結果、民政府一般資金(USCAR General Fund)からの元利償還義務のない有利な資金拠出が而後も継続するとの前提条件の下に料金改訂は一応据置かれることになった。

しかし、周知のとおり、設備投資に多額の資金を要する水道事業は、常に、“需要”との深刻なレース（競争）である。先行投資によって、激増する需要に対応しなければならぬ社会的責任を負わされている。このためより良いサービスを水道使用者に提供するた

めには、臨機に収入確保の方途（例えば料金値上げ、売上水量の拡大、費用負担区分の明確化等）が公共性を勘案しつつ策されるのである。

琉球水道公社における料金検討の動きを過去にみてもと大凡次のとおりであった。

調査機関	目的
1962年…琉球水道公社 料金委員会	計量料金及び定 額料金の再検討
1967年…R.W. ベック社(米 国コンサルティング グ・エンジニア)	施設拡張に伴う 料金再調査

1971年…合衆国陸軍省 同上

一方、全島統合上水道からの水の購入原価は、過去、下表のとおりの変遷を経てきた。

琉球水道公社水の購入原価の推移

(自1959会計年度 至1971会計年度)

会計年度	浄水	原水
	1,000ガロン当り	1,000ガロン当り
1959	\$0.1580	\$0
1960	0.1580	0.0420
1961	0.1580	0.0307
1962	0.1375	0.0266
1963	0.1375	0.0241
1964	0.1105	0.0303
1965	0.1290	0.0232
1966	0.1076	0.0302
1967	0.1078	0.0402
1968	0.1089	0.0453
1969	0.1073	0.0396
1970	0.1170	0.0396
1971	0.1286	0.0396

浄水及び原水の購入単価は、掲表のとおり、各年、変動を生じている。これに対して公社の卸売り料金は創立以来一定(浄水\$0.2194、原水\$0.08)であるため、公社の利益造成の立場から不安定要素を内包し、生産原価の自主的会計管理とも合わせて、従来、経営上の基本的課題となっている。

次に参考までに、公社の浄水及び原水の卸売り料金を日本本土における用水供給事業の1立方メートル当り全国平均卸売り料金と比較すると大旨次のとおりである。

区分	用水供給事業 全国平均値	琉球水道公社	備考
浄水 (1 m ³)	17.30円	20.88円 ※注)	全国平均値は昭和44年度日水協水道料金表から試算した。
原水 (1 m ³)	8.00円	7.56円	

注) \$1.00は360円換算である。

浄水料金は当公社が3.58円高く、原水では逆に0.44円本土が高くなっている。しかし、料金の設定にあたっては、資金の状況(とくに自己資本か他人資本かの別)建造施設の規模、地理的条件あるいは水資源の優劣等々が直接、間接にコストに反映するため水道料金の単純な比較は実際上妥当性を欠くきらいもある。

しかし何れにしても、本土の水道料金が過去値上げ傾向にあるのに対し公社の供給料金は創設以来13ヶ年間据置かれているのが実情である。

第3章 財務

琉球水道公社の資産、負債及び資本の構成並びに期間損益の状況は、1971会計年度末(1971年6月30日)現在、各々、下表のとおりである。

貸借対照表
(1971年6月30日現在)

資産の部

固定資産:

固定設備	\$ 28,914,162
控除:減価償却引当金	(2,680,162)
建設仮勘定	7,026,457
固定資産合計	\$ 33,260,457

流動資産:

現金	\$ 1,371,546
売掛金	263,098
未収利息	15,239
資材	124,242
前払費用	56,236
その他の資産	1,000
流動資産合計	\$ 1,831,361
資産合計	\$ 35,091,818

負債及び資本の部

資本:

資本金	\$ 30,254,006
利益剰余金	3,870,188
資本合計	\$ 34,124,194

流動負債:

買掛金及び未払費用	\$ 754,639
預り保証金	1,700
流動負債合計	\$ 756,339

繰延負債:

建設預り金	\$ 74,135
-------	-----------

引当金:

退職給与その他の引当金	\$ 137,150
負債資本合計	\$ 35,091,818

損益及剰余金計算書
(自1970年7月1日 至1971年6月30日)

営業収益	
売上	\$ 2,520,558
営業経費	
売上原価	\$ 1,468,581
一般管理部門給料	267,647
事務用品費	33,432
保険料	3,039
損害費	1,865
借地料	112,555
社会保険料	8,821
雑費	5,679
管理部修繕維持費	10,581
送水管等修繕維持費	10,376
流量調査費	63,854
減価償却費	692,692
営業経費合計	<u>\$ 2,679,122</u>
営業利益(損失)	(\$ 158,564)
営業外収益	\$ 32,434
受取利息	1,893
雑収入	
営業外収益合計	<u>\$ 34,327</u>
当期純利益(純損失)	(\$ 124,237)
過年度損益修正	
加算 固定資産売却益	\$ 690,187
減算 過年度特別損失	(103,056)
利益剰余金純増減高	\$ 462,894
期首利益剰余金	<u>\$ 3,407,294</u>
期末利益剰余金	<u>\$ 3,870,188</u>

当公社の設立時における財産出資の状況を現存財務資料にたどってみると、1959会計年度末(1959年6月30日)現在民政府一般資金から\$137,000の金銭出資があり主として地下水源(嘉手納井戸郡)の開発に充てられた。これより先、1958年11月1日には在琉米国陸軍から基地外域にある516ヶ所の水道需要者が当公社に移管され、同時に延長5,000フィートの給水施設(\$1,577相当)が現物供与された。これらをもって、公社は実質的な業務の第一歩をスタートしたのである。

そして、1958年12月から料金収入(11月分浄水代金として総額\$5,452.36)を得て、1959会計年度末においては\$120,369の営業収入を計上した。

琉球水道公社の過去13ヶ年間における経理の概況は次のとおり推移した。

琉球水道公社
年度別貸借対照表

(各年6月30日現在)

項目	会計年度	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
資産の部														
固定資産：														
固定設備		\$ 1,577	\$ 5,593	\$ 451,468	\$ 914,689	\$ 2,456,201	\$ 2,878,319	\$ 3,064,420	\$ 3,303,684	\$ 4,260,230	\$ 16,097,855	\$ 24,924,948	\$ 27,441,735	\$ 28,914,162
控除：減価償却引当金		(319)	(1,447)	(5,859)	(25,502)	(73,912)	(145,432)	(207,725)	(303,685)	(447,469)	(936,247)	(1,428,513)	(2,051,215)	(2,680,162)
建設仮勘定		137,000	1,018,480	1,330,995	1,503,340	396,688	791,478	1,459,996	6,521,091	11,153,370	7,537,206	3,532,292	5,103,342	7,026,457
固定資産合計		138,258	1,022,626	1,776,604	2,392,527	2,778,977	3,524,365	4,316,691	9,521,090	14,966,131	22,698,814	27,028,727	30,493,862	33,260,457
流動資産：														
現金		37,138	93,911	936,295	750,219	1,663,801	5,707,215	14,355,350	14,140,978	9,258,983	4,248,624	2,050,152	801,652	1,371,546
売掛金		21,749	27,928	36,487	52,296	59,399	112,889	81,284	89,670	103,842	140,664	169,282	241,832	263,098
未収利息		— 0 —	— 0 —	3,823	18,353	41,433	107,050	227,465	345,233	419,172	290,626	60,931	3,362	15,239
資材		— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	69,335	52,501	73,719	296,309	126,614	148,168	124,242
前払費用		— 0 —	200	250	1,211	1,292	1,482	10,257	17,025	4,874	4,027	4,677	50,585	56,236
その他の資産		— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	1,000	1,000	1,000
流動資産合計		58,887	122,039	976,855	822,079	1,765,925	5,928,636	14,743,691	14,645,407	9,860,590	4,980,250	2,412,656	1,246,599	1,831,361
資産合計		\$ 197,145	\$ 1,144,665	\$ 2,753,459	\$ 3,214,606	\$ 4,544,902	\$ 9,453,001	\$ 19,060,382	\$ 24,166,497	\$ 24,826,721	\$ 27,679,064	\$ 29,441,383	\$ 31,740,461	\$ 35,091,818
負債及び資本の部														
資本：														
資本金		\$ 138,577	\$ 1,020,057	\$ 2,472,049	\$ 2,686,297	\$ 3,731,435	\$ 8,282,440	\$ 17,288,318	\$ 21,288,318	\$ 21,426,075	\$ 23,637,558	\$ 25,440,452	\$ 27,553,094	\$ 30,254,006
利益剰余金		37,409	97,718	221,076	440,598	694,368	1,096,774	1,688,832	2,638,500	3,085,680	3,508,592	3,503,447	3,407,294	3,870,188
資本合計		175,986	1,117,775	2,693,125	3,126,895	4,425,803	9,379,214	18,977,150	23,926,818	24,511,755	27,146,150	28,943,899	30,960,388	34,124,194
流動負債：														
買掛金及び未払費用		21,159	23,342	39,448	51,363	90,438	52,149	68,289	221,507	289,429	508,297	453,933	683,960	754,639
預り保証金		— 0 —	3,548	20,885	35,459	27,635	20,285	3,465	1,795	5,031	865	860	1,465	1,700
流動負債合計		21,159	26,890	60,334	86,822	118,073	72,434	71,754	223,302	294,460	509,162	454,793	685,425	756,339
繰延負債：														
建設預り金		— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	— 0 —	1,081	74,135
引当金：														
退職給与その他の引当金		— 0 —	— 0 —	— 0 —	889	1,026	1,353	11,478	16,377	20,506	23,752	42,691	93,567	137,150
負債資本合計		\$ 197,145	\$ 1,144,665	\$ 2,753,459	\$ 3,214,606	\$ 4,544,902	\$ 9,453,001	\$ 19,060,382	\$ 24,166,497	\$ 24,826,721	\$ 27,679,064	\$ 29,441,383	\$ 31,740,461	\$ 35,091,818

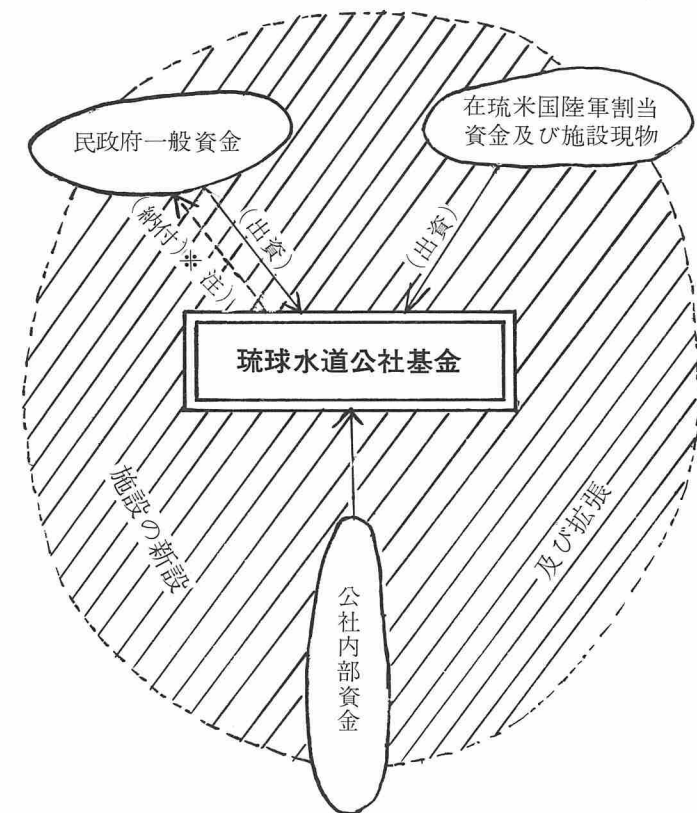
琉球水道公社
年度別損益及び剰余金計算書
(各年6月30日現在)

項目	会計年度	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
営業収益：														
売上		\$ 120,369	\$ 194,109	\$ 340,173	\$ 481,935	\$ 667,391	\$ 655,471	\$ 758,136	\$ 878,983	\$ 1,056,323	\$ 1,384,432	\$ 1,731,990	\$ 2,047,751	\$ 2,520,558
営業経費：														
売上原価		80,134	118,145	204,622	263,090	389,615	299,789	417,693	460,171	568,817	690,884	846,803	1,086,626	1,468,581
一般管理部門給料		1,840	7,890	11,759	14,175	19,721	25,752	35,210	51,865	61,875	83,278	113,969	217,108	267,647
事務用品費		460	1,034	2,109	2,573	4,044	3,100	3,266	5,736	6,411	11,085	16,478	21,892	33,432
外部役務費		—0—	737	700	700	700	800	1,000	1,000	15,598	69	1,458	8,640	1,663
保険料		130	184	461	523	558	575	882	1,487	1,471	1,789	2,767	3,525	3,039
損害費		—0—	—0—	—0—	—0—	—0—	—0—	—0—	—0—	133	3,592	583	889	1,865
福利厚生費		—0—	—0—	—0—	—0—	—0—	—0—	880	132	—0—	478	762	2,438	3,213
雑費		29	—0—	54	674	—0—	622	895	1,844	2,245	1,565	108	59	803
借地料		—0—	883	2,338	1,842	2,362	2,015	21,667	13,074	13,282	16,908	51,844	90,777	112,555
管理部修繕維持費		—0—	509	627	732	1,474	1,543	3,881	2,111	2,365	3,422	4,378	6,842	10,581
送水管等修繕維持費		254	1,972	379	624	1,685	3,642	2,342	4,104	1,935	5,612	3,822	15,507	10,376
流量調査費										—0—	—0—	73,896	58,100	63,854
資産損失										—0—	—0—	1,568	—0—	—0—
減価償却費		319	1,127	4,412	19,643	48,662	70,149	68,893	123,342	147,986	492,466	486,132	651,966	692,692
社会保険料										1,194	1,588	2,124	5,733	8,821
営業経費合計		83,166	132,481	227,461	304,576	468,821	413,987	556,609	664,866	823,312	1,312,736	1,606,692	2,170,102	2,679,122
営業利益(損失)		37,203	61,628	112,712	177,359	198,570	241,484	201,527	214,117	233,011	71,696	125,298	(122,351)	(158,564)
営業外収益：														
受取利息		—0—	—0—	6,531	36,863	49,474	154,653	395,724	720,124	657,276	378,418	143,380	44,578	32,434
雑収入		206	440	3,987	5,300	5,726	6,269	3,579	1,814	611	428	1,051	1,758	1,893
営業外収益合計		206	440	10,518	42,163	55,200	160,922	399,303	721,938	657,887	378,846	144,431	46,336	34,327
当期純利益(損失)		37,409	62,068	123,230	219,522	253,770	402,406	600,830	936,055	890,898	450,542	269,729	(76,015)	(124,237)
過年度損益修正														
増加高		—0—	—0—	128	—0—	—0—	—0—	—0—	35,240	—0—	—0—	86,498	6,105	690,187
減少高		—0—	(1,759)	—0—	—0—	—0—	—0—	(8,772)	(21,627)	(443,718)	(27,630)	(361,372)	(26,243)	(103,056)
利益剰余金純増減高		37,409	60,309	123,358	219,522	253,770	402,406	592,058	949,668	447,180	422,912	(5,145)	(96,153)	462,894
期首利益剰余金		—0—	37,409	97,718	221,076	440,598	694,368	1,096,774	1,688,832	2,638,500	3,085,680	3,508,592	3,503,447	3,407,294
期末利益剰余金		\$ 37,409	\$ 97,718	\$ 221,076	\$ 440,598	\$ 694,368	\$ 1,096,774	\$ 1,688,832	\$ 2,638,500	\$ 3,085,680	\$ 3,508,592	\$ 3,503,447	\$ 3,407,294	\$ 3,870,188

備考 営業損益は、1970年度から損失に転じたが、これは主として近年の需要急増に伴う設備拡張による減価償却費の増大、あるいは売上原価、一般管理費等の増嵩、さらには営業収益の伸びの低調に起因するものである。

施設の新設 拡張にあたっては、財源は従来公社内部資金、民政府一般資金、在琉米国陸軍割当資金、その他をもって充当している。

公社の設備投資に調達される資金及び財源相互の関係を図示すると概要次のとおりである。



注) 納付は公社定款第8条4項に規定されているが、現在まで納付実績はない。

1971会計年度は、総額 \$ 3,732,412(100%)の設備投資が行われたが、その内訳は公社資金 \$ 960,000(26%)、その他は民政府一般資金から \$ 2,700,912 (72%) 及び建設工事立替金 \$ 71,500 (2%) である。当該構成比率から理解できるように、公社の財源は民政府一般資金への依存度がきわめて高い。同資金は元利償還義務を伴わない経済上最も有利な資金であり、且つ、公社の現行料金据置きを過去可能ならしめている主要因ともなっている。公社の財源別設備投資の年次累増状況を図示すると次のとおりである。

第1章 施設

第1節 施設

全島統合上水道主要施設一覽



現在主要施設紹介



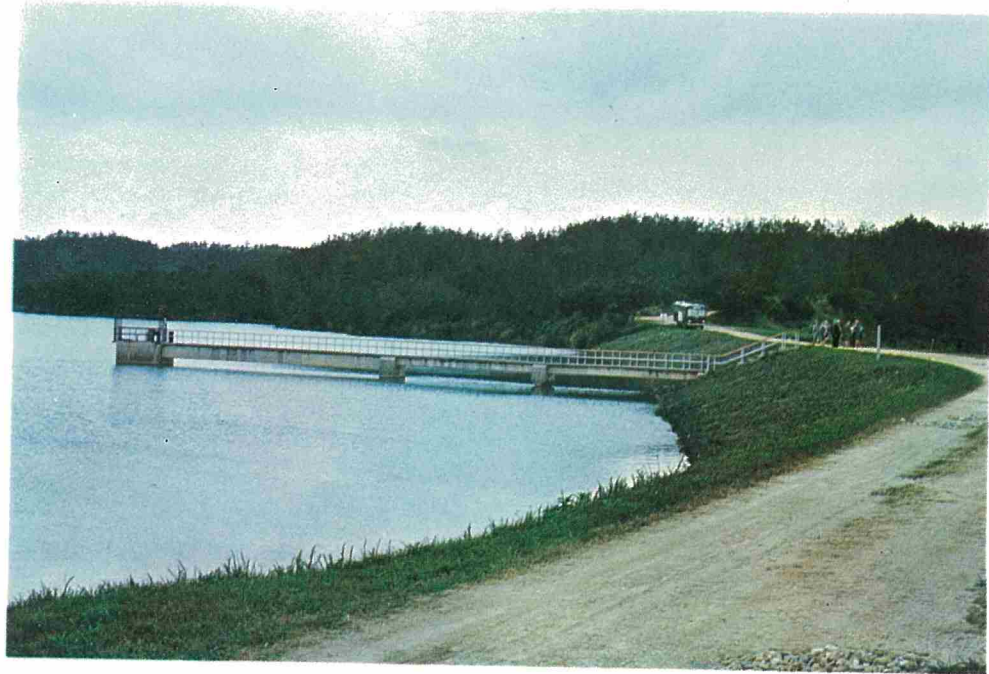
石川浄水場

竣工：1967年6月

能力：2,000万ガロン/日

工費：\$3,062,359

概要：北部水源（源河川、平南川、大保川、福地川等）から導水された原水は本浄水場で処理され、13号線36インチ本管を通じて、石川市、中城村、西原村そして那覇市等に供給される。



瑞慶山ダム

竣工：1961年6月

能力：6億2,000万ガロン

工費：\$562,735

概要：本ダムは比謝川上流に位置し、主に、
 渇水時における水源として重要な役割
 を果している。同ダムから放流された
 原水は比謝川ポンプ場によってタイベ
 ース浄水場へ導水され、浄水はコザ市、
 宜野湾市、読谷、嘉手納村等中部一円
 に供給される。



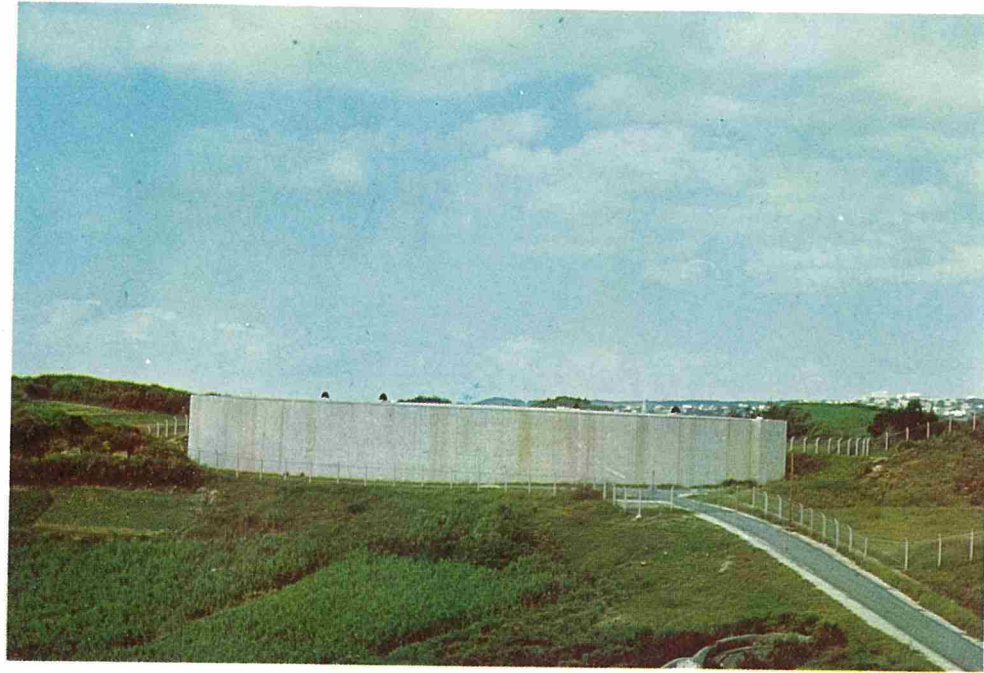
大保ポンプ場

竣工：1968年12月

能力：660万ガロン/日

工費：\$197,536

概要：北部大保川流域に位置する本ポンプ場
 は、きわめて清浄な北部河川表流水を
 取水し、西海岸及び108号線本管を通
 じて、途中、許田増圧ポンプ場の圧送
 によって、石川浄水場へ導水される。



上間第1号配水池

竣工：1966年11月

容量：1,000万ガロン

工費：\$434,314

概要：石川浄水場から送水された浄水は、本配水池によって那覇地域へ供給される。

上間第1号配水池は、那覇市上間の高台に位置し、配水は自然流下を利用している。1971年3月に隣接して第2号配水池（1,000万ガロン）が増設され、供給力は大幅に強化された。



天願深井戸（x-1）

竣工：1967年6月

能力：400ガロン/分

工費：\$51,000

概要：激増する需要に対応するため、河川表流水に加えて、地下水も活用されている。本深井戸から揚水された原水は天願浄水場へ導水され、浄水は、主として、具志川市、コザ市、与那城村、勝連村等に供給される。

建設中の福地ダム



工事概要

着工：1969年7月
 竣工：1972年10月（予定）
 工費：\$12,000,000（見積）
 容量：97億ガロン

注）詳述については、本文第4編第3章
 建設計画を参照

琉球水道公社水道施設表

施設名称	項目	施設取得年月	金額（ドル）	能力（ガロン）
貯水池	瑞慶山ダム	1961年6月	562,735	6億2,000万
	天願ダム	1967年7月	1,367,706	3億3,000万
	ハンセンダム	1968年10月	289,149	2億1,600万
	平山ダム	1972年1月	30,000	4,000万
	シュワーブダム	1972年1月	583,094	8,500万
	計		\$2,832,684	12億9,100万
浄水場	石川浄水場	1967年7月	3,062,359	2,000万/日
	タイベース浄水場	1963年6月 } 注) 1972年1月	1,702,076	1,500万
	天願浄水場	1972年1月	291,394	700万
	与座浄水場	1972年1月	33,519	70万
	ハンセン浄水場	1972年1月	396,304	200万（予定）
	シュワーブ浄水場	1972年1月	400,685	100万（予定）
	計		\$5,886,337	4,570万/日
取水ポンプ場	漢那ポンプ場	1967年11月	62,144	430万/日
	大川ポンプ場	1968年6月	37,214	280万
	川崎ポンプ場	1967年4月 } 注) 1972年1月	190,137	1,500万
	比謝川ポンプ場	1967年7月 } 注) 1972年1月	120,676	1,800万
	長田川ポンプ場	1961年12月	238,333	600万
	福地ポンプ場	1969年8月	232,000	1,300万
	大保ポンプ場	1968年12月	197,536	660万
	平南ポンプ場	1968年7月	146,763	430万
	源河ポンプ場	1968年7月	182,813	750万
	第2ハンセンポンプ場	1970年5月	179,606	600万
	シュワーブポンプ場	1972年1月	3,680	130万
第1ハンセンポンプ場	1972年1月	166,725	400万	
	計		\$1,757,627	8,880万/日

建設中の福地ダム



工事概要

着工：1969年7月
 竣工：1972年10月（予定）
 工費：\$12,000,000（見積）
 容量：97億ガロン

注）詳述については、本文第4編第3章
 建設計画を参照

琉球水道公社水道施設表

施設名称	項目	施設取得年月	金額（ドル）	能力（ガロン）
貯水池	瑞慶山ダム	1961年6月	562,735	6億2,000万
	天願ダム	1967年7月	1,367,706	3億3,000万
	ハンセンダム	1968年10月	289,149	2億1,600万
	平山ダム	1972年1月	30,000	4,000万
	シュワーブダム	1972年1月	583,094	8,500万
	計			\$2,832,684
浄水場	石川浄水場	1967年7月	3,062,359	2,000万/日
	タイベース浄水場	1963年6月 1972年1月（注）	1,702,076	1,500万
	天願浄水場	1972年1月	291,394	700万
	与座浄水場	1972年1月	33,519	70万
	ハンセン浄水場	1972年1月	396,304	200万（予定）
	シュワーブ浄水場	1972年1月	400,685	100万（予定）
計			\$5,886,337	4,570万/日
取水ポンプ場	漢那ポンプ場	1967年11月	62,144	430万/日
	大川ポンプ場	1968年6月	37,214	280万
	川崎ポンプ場	1967年4月 1972年1月（注）	190,137	1,500万
	比謝川ポンプ場	1967年7月 1972年1月（注）	120,676	1,800万
	長田川ポンプ場	1961年12月	238,333	600万
	福地ポンプ場	1969年8月	232,000	1,300万
	大保ポンプ場	1968年12月	197,536	660万
	平南ポンプ場	1968年7月	146,763	430万
	源河ポンプ場	1968年7月	182,813	750万
	第2ハンセンポンプ場	1970年5月	179,606	600万
	シュワーブポンプ場	1972年1月	3,680	130万
	第1ハンセンポンプ場	1972年1月	166,725	400万
計			\$1,757,627	8,880万/日

施設名称	項目	施設取得年月	金額(ドル)	能力(ガロン)	
増 圧 ポ ン プ 場	M C A S ポンプ場 (在琉米国海兵航空隊)	1961年6月	59,476	180万/日	
	北谷ポンプ場	1966年11月	75,393	750 "	
	普天間ポンプ場	1968年10月	86,116	300 "	
	N A B ポンプ場	1967年12月	99,824	680 "	
	許田ポンプ場	1969年3月	644,934	3,200 "	
	山城ポンプ場	1969年2月	707	7 "	
	豊見城ポンプ場	1970年1月	64,859	220 "	
	鳥居ポンプ場	1971年1月	2,906	86 "	
	ジャクポンプ場	1972年1月	40,839	600 "	
	コザポンプ場	1972年1月	17,661	650 "	
嘉数ポンプ場	1972年1月	118,781	700 "		
計			\$ 1,211,496	7,373万/日	
ハイ リ フ ト ポ ン プ 場	タイベースポンプ場	1963年1月 1968年8月(注)	215,470	2,600万/日	
	天願ポンプ場	1969年9月	289,218	2,200 "	
計			\$ 504,688	4,800万/日	
配 水 池	上間第1号配水池	1966年11月	434,314	1,000万	
	上間第2号配水池	1971年3月	371,502	1,000 "	
	プラザ第1号配水池	1968年3月	315,170	500 "	
	プラザ第2号配水池	1972年1月	112,700	150 "	
	大謝名配水池	1968年11月	369,705	500 "	
	読谷配水池	1968年7月	154,341	200 "	
	南上原配水池	1968年10月	121,111	200 "	
	バクナービル配水池	1963年8月	8,267	25 "	
	豊見城配水池	1970年1月	94,180	50 "	
	与勝配水池	1971年1月	180,640	200 "	
	牧港(城間)高架タンク	1972年1月	128,000	75 "	
	鳥居配水池	1972年1月	9,300	18 "	
計	1972年1月	15,900	3 "	\$ 2,315,130	3,921万

注) 取得年月が重複するものは分割取得を表わす。

(管線)

1972年1月1日現在

施設	項目	金額(ドル)	延長(フィート)	口径(インチ)	管種
導水管延長		7,266,018	340,963	36" 30" 24" 16"	PCP、ACP、CIP、 スチール 同上
配水管延長		10,114,791	572,142	14" 12" 8" 6" 4"	
計		\$17,380,809	913,105 フィート	同上	

備考: PCP (プレストレスト・コンクリートパイプ)、ACP (アスベストス・コンクリートパイプ)、
CIP (キャスト・アイロンパイプ)

(井戸群)

1972年1月1日現在

施設	項目	金額(ドル)	能力(ガロン/分)	深度(フィート)	ケーシング径(インチ)	ポンプ口径(インチ)
嘉手納、天願 キンザー及びヘーグ		2,063,427	18,190	54~230'	8"~22"	7 1/2"~10"

市町村への分水栓数

1971年12月現在

市 町 村	分水栓数	備 考
那 覇 市	18ヶ所	その他には直接給水先 (公共機関及び団体等) が含まれる。
コ ザ 市	6	
宜 野 湾 市	23	
具 志 川 市	18	
石 川 市	1	
浦 添 市	19	
糸 満 市	5	
与 那 原 町	4	
北 中 城 村	25	
読 谷 村	21	
美 里 村	14	
北 谷 村	8	
嘉 手 納 村	6	
与 那 城 村	5	
西 原 村	5	
豊 見 城 村	5	
中 城 村	5	
勝 連 村	2	
佐 敷 村	1	

南部地区	6	
東部水道組合	48	
その他	245	
計	245	

第2節 用地

水道施設の拡充にあたっては、用地の取得は経済的に、法律的にあるいは住民感情といった多岐に亘る複雑な側面を包含し、円満解決を得るのに幾多の困難と時日を要するケースは少なくない。公益事業の全島の立場での目標設定と地域住民の利益とは必ずしも符合しない場合が生起する所以である。

琉球水道公社は定款第5条^{*}にもとづいて用地を取得（賃借又は購入）し、あるいは既得用地の効率利用をはかりながら用地需要を充足してきた。

※定款第5条

この定款により、別に明示されない限り公社は、e項営業処理の必要上又は便宜上動産及び不動産を購入又は賃借して保持することができる。

既述したとおり当公社は、軍民の両セクターを起点として設立されたことから、施設用地も大別すると軍用地及び民有地をもって構成されている。1971年9月3日現在における公社施設用地の構成状況は下表のとおりである。

公社用地の構成状況

1971年9月3日現在

用地区分	関係根拠法	面積(坪)	構成比(%)	摘要
軍用地				
政府転借地	高等弁務官布令第20号、在琉米国陸軍、米国民政府、同付属機関相互の覚書及び手続文書	140,337	1.4	瑞慶山、天願ダム、その他
非細分地		13,759	0.1	同上
使用許可地		6,330	0.0	天願井戸群、その他
割当地 (旧国県所有地)		8,375,043	84.9	平南、大保ポンプ場、その他
民間所有地				
市町村及び団体	琉球政府現行民法	1,037,898	10.5	福地、瑞慶山、天願ダム、その他
個人		276,324	2.8	福地ダム、上間配水池、その他
公社所有地	琉球政府現行民法	16,383	0.2	許田、豊見城増圧ポンプ場、石川浄水場、その他
計		9,866,074坪	100%	

次に施設系統別用地の使用現況を示すと、概要、下表のとおりとなっている。

施設系統別用地使用状況

(既存施設分)

1971年9月3日現在

施設区分	項目	用地面積(坪/エーカー)	購買金額	年間借地料	備考
ダム貯水池		1,401,043/1,145	\$ —	\$ 76,698.00	購買金額及び
浄水場		13,892/11	64,845.00	10,957.00	年間借地料の
配水池		19,845/16	281,710.00	13,892.00	双方に跨るも
ポンプ場		7,937/6	55,531.00	1,123.00	のは、部分購
水道管用地		15,217/12	14,181.00	2,337.00	入、部分賃借
送電線用地		2,086/2	—	827.00	を意味する。
排水溝用地		260/0.2	—	263.00	
河川流量観測所 (地役権)		36/—	—	0.98	
井戸群		3,924/3	—	0.57	
その他		26,989/22	—	5,058.00	
計		1,491,229/1,218	\$ 416,267.00	\$ 111,157.00	

注) 無償地(旧国有地)面積は除外されている

(建設中施設分)

1971年9月3日現在

施設区分	項目	用地別面積見積(坪/エーカー)	購買金額	年間借地料	備考
配水池		7,344/6	\$ 46,750.00	\$ 4,903.00	
ポンプ場		2,156/2	—	613.00	
水道管用地		392/0.3	—	96.00	
排水溝用地		250/0.2	—	89.00	
観測用井戸		3/—	—	2.00	
計		10,145/8	46,750.00	5,703.00	

沖縄はその地域規模においてきわめて限られているため、小単位の土地を効率的に使用することが基本的に要請される。このため、公社は創立以来、かかる前提をふまえて用地の確保にあたったがその過程には今日まで数々の紆余曲折を要した。

用地の需要は、公社の設立当初にあつては、在琉米国陸軍から施設供与が行われたこともあつて未だ僅少であつた。しかし、1965年頃を転機として、水道基本計画(マスター・プラン—1962年に策定)が具体化するにつれ、用地取得の必要度及び規模も逐年拡大した。これに伴い、有償地の使用料についても下表のとおり増嵩をたどった。

公社用地使用料の推移

区分	会計年度	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
用地使用料		0	0	900	600	600	1,100	6,000	11,400	11,700	16,700	34,200	75,700	110,800
対前年度比率(%)		—	—	—	66.6	100	183.3	545.5	190.0	102.6	142.7	204.8	221.3	146.4

必要用地の取得にあたっては、手続面においてあるいは種々の外部的事情の変容の下に難渋したケースが枚挙される。例えば、使用地区画面積は、従来、公的機関による公図、公簿に依拠（公簿中心主義）したが、業務遂行上の実質面においてそぐわない点もあり、公社が測量を行う実測中心主義が1970年以降採用されるようになった。また、地価は近年における需要増から、経年、昂騰し、用地の確保は土地所有者の権利意識の向上とも相俟って、益々困難、複雑化する現状にある。

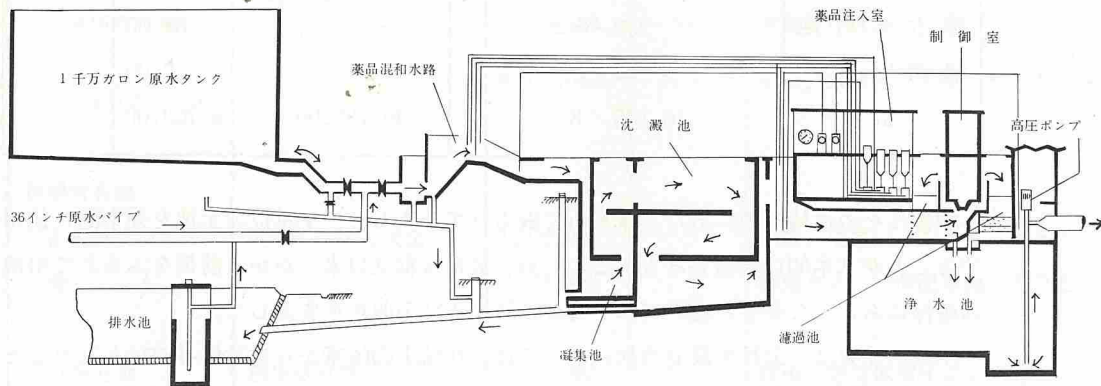
一方、公社は損失補償にあたっては、補償の公平を指向しつつ、関係政府機関の補償基準（補償項目、補償額算定の方法等）に準拠してこれを行ってきた。

しかし、前掲のとおり、琉球水道公社の用地構成は軍用地（非軍事目的）が全体の約86%を占めており、本土復帰に伴うその態様は当公社の次元をこえた問題となるのであろうが、沖縄における水道公益に資するため円満な帰結が強く期待される。

第2章 浄水及び水質管理

全島統合上水道の浄水及び水質管理の状況は以下のとおりである。

石川浄水場における浄水過程



全島統合上水道水質基準

区分	限度数値	極限数値	備考
物理的区分			
色 度	15 ユニット		1. 本水質基準は米国公衆衛生飲用水質基準(1962年制定)に準拠している。
味	異常でないこと		
臭 度	3		
濁 度	5 ユニット		
化学的区分			
中性洗剤(ABS)	0.5 mg/l	mg/l	2. 限度数値とは考慮されるべき限度量を意味する。また、極限数値は生産停止の根拠となる基準を示す。
砒 素(As)	0.01	0.05	
バリウム(Ba)		1.0	
カドミウム(Cd)		0.01	
塩素イオン(Cl)	250		
クロミウム(Cr ₆₊)		0.05	
銅 (Cu)	1.0		
活性炭クロロホルム抽出量(CCE)	0.2		
シアン化物(CN)	0.01	0.2	
弗 素(F)	0.7—1.2	1.4—2.4	
鉄 (Fe)	0.3		
鉛 (Pb)		0.05	
マンガン(Mn)	0.05		
硝酸性窒素(NO ₃)	45		
フェノール類	0.001		
セレンウム(Se)		0.01	
銀 (Ag)		0.05	
硫酸イオン(SO ₄)	250		
全溶解固形物			
亜 鉛(Zn)	5.0		

石川浄水場及びタイベース浄水場系統水質試験成績表

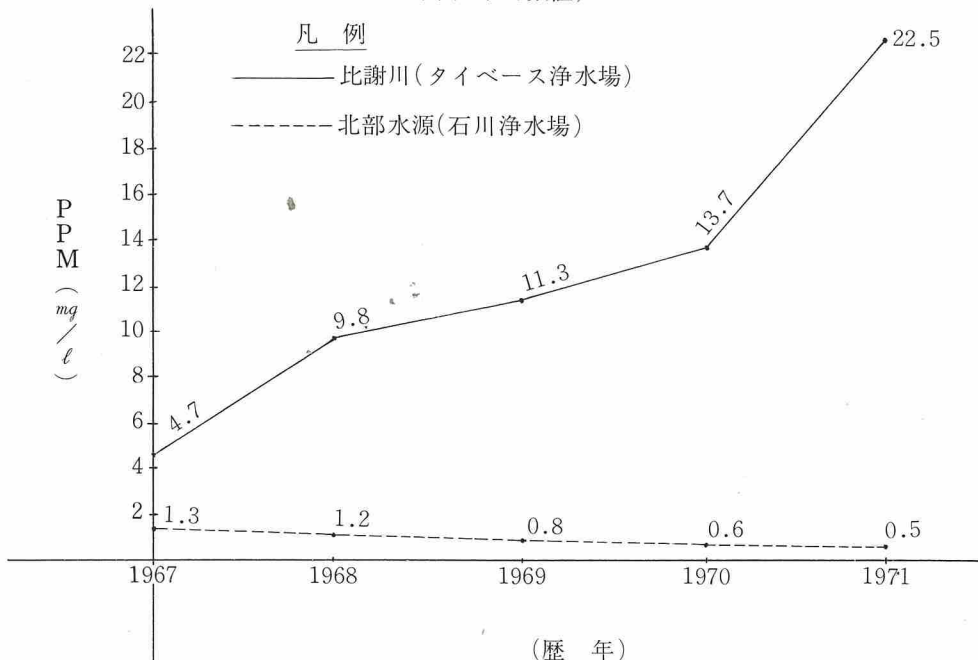
(1970年平均数値)

試験項目	石川浄水場系統(浄水)	タイベース浄水場系統(浄水)
色 度	2	3
味	異常なし	異常なし
臭 度	"	"

濁度	0.5	0.5
PH	7.7	7.2
全硬度	98 mg/l	284 mg/l
全溶解固形物	180	410
塩素イオン	30	52
硝酸性窒素	1.0	6
鉄	0.1	0.1
マンガン	0.0	0.0
弗素	0.7	0.8
中性洗剤	0.0	0.6
鉛	0.0	0.0
クロミウム	0.0	0.0
亜鉛	0.0	0.0
砒素	0.0	0.0
カドミウム	0.0	0.0
銅	0.0	0.0
フェノール	0.0	0.0
シアン化物	0.0	0.0
大腸菌群	0	0

比謝川及び北部原水の塩素要求量の推移

(年間平均数値)



備考：1967年は7月から12月までの6ヶ月間の平均数値である。

掲表における原水塩素要求量の対比から比謝川の汚染度は、経年、悪化の傾向を示していることがわかる。しかし、比謝川は、原水の絶対量を確保する上で、現在、重要な水源となっている。全島統合上水道は浄水処理上の技術側面から、種々、検討を加え、安全な飲用水質の確保に努めている。さらに加えて、汚染防止の早急な外部的抜本対策（法律、行政上）の樹立が要請されている。

第3章 建設計画

沖縄における上水道の需要は、逐年、著しい増大傾向を示しているが、これに対処するため琉球水道公社は諸水道施設の新設拡張を計画的に実施してきた。1971年6月30日現在、全島統合上水道の有する浄水及び原水の供給能力（平常降雨時）は7,800万ガロン（29.5万立方米/日）となり、公社の設備投資総額は\$37,551,589に達した。

琉球水道公社の施設拡張計画は概括的に区分するならば1962年を軸にして二期に大別される。即ち、公社の設立年次である1958年から1961年までの期間及び1962年から2,000年に至る期間である。前者の期間は主として琉米政府合同経済会議における1960—1965年度経済計画の一環として当面する用水需要に早急に対処する短期的計画であり、那覇、コザ等の中、南部地域における急増する需要対応を主眼とする施設拡張計画である。

一方後者の期間は、西暦2,000年までを見越した全島規模に亘る広域的な長期総合水道施設計画である。これは、2,000年次における水需要を1日平均6,500万ガロン（24.6万立方米）と予測し、10年を単位として4段階に区分して推進する水源開発を含む雄大な水道基本計画（Master Plan）であり、1962年5月に米国メチカフ・エディーエンジニア社の潜在水源調査にもとづいて策定された。この基本計画の策定によって、従来、本島中部に主力を置いた水源開発は、水量規模の観点から、経済支出の加重は伴うにせよ、北部河川にその開発主力が移行された。

公社水道基本計画の内容は要約すると次のとおりである。

- (1) 西暦2,000年における全島統合上水道からの総需要を旧6,500万ガロン（約246,000立方メートル）と推定した。したがって、同年までに開発すべき水量は旧平均4,000万ガロン（約150,000立方メートル）である。
- (2) マスター・プランの実施は、これを4段階に分けて行なう。各段階における計画開発水量を1日1,000万ガロン（約37,800立方メートル）とする。
- (3) 新水源の開発は、石川以北の北部山岳地帯の河川にもとめる。同地域における開発可能水量は1日1億5,000万ガロン（570,000立方メートル）と推定されるので、予測し得るかぎりの将来における中南部の需要をまかなっても十分余裕がある。
- (4) 新水源から得られる原水を完全浄水処理するため、石川付近に浄水場を新設する。同浄水場は各段階の計画開発水量に対応して拡張してゆく。
- (5) 新水源から石川浄水場までの原水送水管は、計画年次における1日最大使用量を送

ることができるように、1日平均使用水量の150%の送水容量をもつ大ききとする。

(6) 石川浄水場から那覇に至る需要地域への送水本管は、東海岸側を13号線沿いに建設する。

(7) 緊急用の水源確保のため、1日平均使用水量の $\frac{1}{2}$ に相当する容量を有する貯水タンクを、石川浄水場、送水本管沿線、需要集中度の高い那覇市などに建設する。

しかし、本計画における当初の需要予測は、その後の琉球経済の高度成長、都市人口及び行政区域の拡大、住民の生活水準の向上等と相俟って、部分修正の要が生じ、北部における主要水源開発計画は実施時期が、早晚、繰り上げられることになった。

ここで公社の主要水道施設の建設経過を回顧してみると次のとおりである。

公社主要水道施設建設の推移

会計年度	投資額	主な対応施設	備考
1959	\$ 138,577	嘉手納井戸群開発	公社の新庁舎は、1970年7月に総工費\$590,000(見積額)で竣工した。
1960	881,480	瑞慶山ダム	
1961	1,451,992	タイベース浄水場(改造)、タイベース・那覇間送水管	
1962	214,249	長田川ポンプ場	
1963	1,333,937	嘉手納井戸群(第1期及び第2期)開発 漢那・那覇間送水管(設計)	
1964	4,616,154	天願ダム、漢那・那覇間布設パイプ管購入	
1965	9,688,679	石川浄水場、上間第1号配水池、漢那・那覇間送水管(布設)	
1966	4,898,500	与那原・新里間送水管及び大川・漢那間導水管(布設)	
1967	770,090	地下水源開発(第3期)、天願・コザ間送水管(布設)	
1968	2,966,483	大川・福地間導水管(布設)及び同ポンプ場	
1969	3,562,894	福地ダム(第1期工事)、キャンプ・ハンセンダム、ハンセン及び豊見城ポンプ場	
1970	3,367,642	福地ダム(第2期工事)、上間第2号配水池、与勝配水池	
1971	3,660,912	福地ダム(第2期工事)、瑞慶山・ジャク間導水管、天願浄水池	
計	\$ 37,551,589		

沖縄は、降水の絶対量において年間平均2,100ミリ・メートルを越え、日本本土の平均値1,800ミリ・メートルを上廻る多雨地域に属するが、地勢に恵まれず降水の内陸貯留率がきわめて小さい。このため貯留効果を高める最良の方法は河川ダムの築造・開発である。

掲表にみられる福地ダムは、なかでも、現有の瑞慶山、天願、平山、ハンセン及びシュエーブの各ダムの合計貯水容量12億9,000万ガロン(488.6万立方米)を凌駕する沖縄水道史

上における画期的な大型ダムである。同ダムの貯水能力は97億ガロン(3,700万立方米)で、日量予想3,500万ガロン(12.5万立方米)を取水可能である。建設工事は2期に分かれ、1969年7月に第1期工事が着工されて以来、本年10月には第2期工事も完了の予定である。

現在、同ダムからの導水施設の布設問題を含めて1日も早い実質利用が待望されている。

公社の施設拡張に伴う将来計画は、1972会計年度予算として総額\$95万(公社資金\$60万及び民政府一般資金\$35万)が、次の主要計画に対して拠出されることになっている。

1972年度施設拡張計画

計画施設	能力	備考
前田配水池(新設)	200万ガロン	建設工事
渡口増圧ポンプ場(新設)	800万ガロン/日	建設工事
石川浄水場(拡張)	2,000万ガロン/日 (4,000万ガロン/日)	設計作業
13号線—38号線間送配水管		同上
北中城配水池(新設)	500万ガロン/日	同上
石川—天願ダム及び瑞慶山ダム間導水管		布設工事
川崎ポンプ場—平安座島間原水管※注)		同上
その他		

注) 当該布設費は別途使用者立替資金による。

なお、諸施設の建設にあたっては、米国沖縄地区工兵隊(DDEWP—旧呼称DE)が当公社との了解覚書(1963年に締結され、1966年に一部変更された)に基づいて、設計、技術、工事入札、契約等に亘って執行、管理を代行している。委託された建設工事は、竣工次第、公社に引き渡される仕組となっている。

第5編 琉球水道公社労働組合

第1章 組合の概要

琉球水道公社労働組合(略称“水公労”)は、1970年3月20日、103名の人員をもって発足した。従来、水公労が結成されるまでは、主として在勤年数の長い職員が全沖縄軍労働組合民政府支部に加入し、組合活動が行われた。しかし、近年、公社の業務量は著しく増大し、対応職員が増強され、さらに軍民の中間的位置づけをもつ当公社の存立目的等からして、全軍労中央部組織から独立した単一組合として水公労は誕生した。

水公労は、結成以来、経済闘争 社会活動等において一応の成果を取めたが、1971年12月3日、全日本水道労働組合に加盟し、組織態勢の強化充実に新しい一頁が加えられた。

琉球水道公社の県移管を前に、全島統合上水道職員が経営一体化の一環として、相次いで移籍されてきたため、水公労はこれら職員を吸収して、1972年1月20日現在、267名の人員を擁することになった。

第2章 執行部体制

琉球水道公社労働組合同規約（1970年3月20日発効し、第54条から成る）は水道事業の発展を前提に組員相互の経済的、社会的向上を指標するものであるが、組織統率の中核となった歴代委員長及び現在執行部四役は、下記諸氏によって構成されている。

記

歴代委員長

初代委員長 仲村隆治（自1970年3月
至1971年2月）
二代目委員長 下地恵治（自1971年3月
至1971年8月）

現在執行部(四役)

委員長 安里賢美（自1971年8月
至現在）
副委員長 野崎真二（自
至）
書記長 田代恵章（自
至）
会計長 安慶名元（自
至）

琉球水道公社年譜

年月日	主な出来事
1958年11月28日	琉球水道公社第1回定例理事会が開催され、定款細則が承認される。
1958年12月29日	沖縄銀行、琉球銀行、アメリカン・エクスプレス銀行が公社取引銀行として指定される。
1959年10月1日	長田川、那覇市牧志ポンプ場間原水管仮設工事が完成。
1961年2月6日	瑞慶山ダムが竣工。
1961年5月22日	在琉米国陸軍との分水契約（1958年5月15日付）が改訂される。
1961年6月22日	MCAF（在琉米国海兵隊航空基地）普天間増圧ポンプ場が竣工。
1961年12月20日	長田川ポンプ場が竣工。
1962年1月2日	公社水道基本計画策定のため、米国メチカフ・エディ・エンジニア社と契約が締結される。（契約金\$ 23,000）
1962年5月1日	水道基本計画書が完成。
1962年7月1日	那覇市との原水供給契約が締結される。料金は1,000ガロン当り\$ 0.08にきまる。
1962年10月23日	嘉手納深井戸揚水施設が建設される。
1963年1月23日	1963会計年度水道施設拡張計画に関する予算\$ 245,000の民政府承認（最終承認は米国政府予算局—BOB）を得る。
1963年2月26日	新超過料金体系が設定される。（本文料金体系参照）。
1963年3月26日	施設用地取得に関する基本方針（6ヶ条）が策定される。
1963年8月27日	在琉米国陸軍沖縄地区工兵隊が水道施設建設に関する公社の代行機関に指定される。
1963年12月1日	総裁に屋田甚助氏及び副総裁に大浜博貞氏が各々任命される。
1964年5月4日	公社経理規定が制定される。
1965年8月1日	総裁に大浜博貞氏及び副総裁に照屋輝男氏が各々任命される。
1966年1月1日	公社、米国水道協会（AWWA）に加入する。
1966年12月20日	上間第1号配水池（1,000万ガロン）が竣工
1967年4月1日	在琉米国陸軍との協約により、公社職員5名が軍水道部に第1回出向派遣される。
1967年4月20日	旱魃による制限配水が実施される。
1967年7月12日	在琉米国陸軍から天願ダムが竣工に伴い移管される。
1967年7月26日	制限配水の実施が解除される。
1967年8月1日	嘉手納、キャンプ・ヘーグ、及びキャンプ・キンザー井戸群開発が完了する。
1967年10月9日	制限配水が再実施される。
1967年10月18日	降雨により、平常配水に回復する。
1968年3月11日	在琉米国陸軍から石川浄水場が竣工に伴い移管される。
1968年5月24日	在琉米国陸軍からプラザ配水池（500万ガロン）が移管される。

1968年8月21日	在琉米国陸軍から源河ポンプ場が竣工に伴い移管される。
1968年9月7日	1週間に亘る第1回全琉水道週間が開催される。
1968年9月4日	公社創立10周年記念式典及び北部水道施設竣工式が挙行される。
1968年10月10日	在琉米国海兵隊からキャンプ・ハンセンダムが移管される。
1969年1月6日	副総裁に宮良用英氏が任命される。
1969年1月9日	在琉米国陸軍から普天間増圧ポンプ場が竣工に伴い移管される。
1969年2月3日	沖縄インターナショナルクラブに加入する。
1969年6月30日	公社新庁舎が建築着工される。(工事見積額は\$ 454,000)
1969年7月16日	福地ダム第1期工事起工式が行われる。
1969年9月20日	在琉米国陸軍から福地ポンプ場が竣工に伴い移管される。
1969年10月13日	在琉米国陸軍から許田増圧ポンプ場が竣工に伴い移管される。
1970年3月20日	琉球水道公社労働組合が発足する。
1970年5月11日	在琉米国陸軍から豊見城増圧ポンプ場及び同配水池(500万ガロン)が竣工に伴い移管される。
1970年5月16日	1971会計年度春闘に伴う第1回団体交渉が開かれる。
1970年5月18日	福地ダム第2期工事起工式が行われる。
1970年6月15日	約1週間に亘って、日本政府調査団による公社資産買取作業が行われる。
1970年8月7日	公社の新庁舎が竣工
1970年8月26日	新庁舎落成式典が挙行される。
1970年10月10日	大浜総裁及び知念秘書役、日本水道協会第7回総会に出席する。
1971年2月10日 -11日	全軍労48時間ストライキにより、各浄水場に6名の緊急職員が配置される。
1971年4月15日	大浜総裁、日本水道協会第9回経営ゼミナールにおいて公社の組織及び業務について報告を行う。
1971年7月4日	旱魃による制限配水が実施される。
1971年8月1日	軍水道部職員 143名が公社に移籍される。
1971年8月31日	宮良副総裁約10日間に亘って、福地ダム建設工事契約提訴問題のため渡米する。
1971年9月3日	公社創立第13周年祝賀社内パーティーが行われる。
1971年9月9日	浄水料金改訂(\$ 0.2194/1,000ガロンから\$ 0.2378/1,000ガロン)について関係市町村に事前通達(1971年11月9日実施予定)がなされる。
1971年9月19日	西村建設大臣が建設中の福地ダム現場を視察。
1971年9月29日	斉藤厚生大臣が上間配水池を視察。
1971年10月25日	制限配水解除される。
1971年11月5日	浄水料金改訂、据置きとなる。
1971年11月18日	平安座島原水管第1期布設工事が完了する(工費見積額\$ 73,596)
1971年12月1日	前田配水池(200万ガロン)の建設工事契約が締結される(工費見積額\$ 143,800)。
1971年12月6日	県企業局設置準備委員として公社から西銘、安里、の両課長が派遣される。

1972年1月-2月	在琉米国陸軍から諸水道施設が一括して移管される(本文公社水道施設表参照)
1972年2月1日	在沖米国海兵隊雇備職員20名が公社に移籍される。

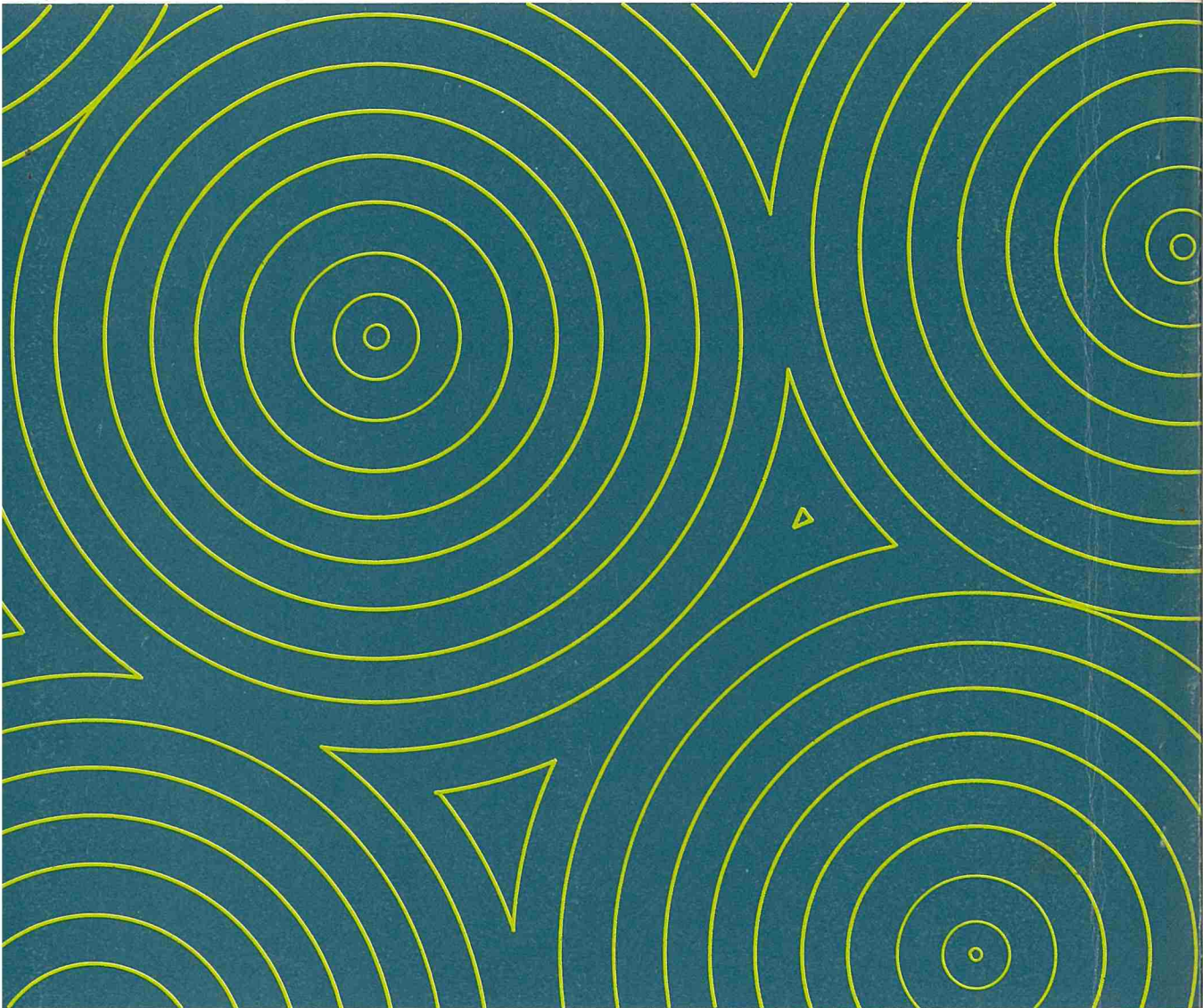
編集後記

本沿革史作成の指示を上司から受けたのは昨年9月であった。丁度その頃、未済の報告書をかかえていたため、実質的に編纂に着手したのは11月に入ってからであった。完成までに二つの大きな難題に直面して、一体どうなることかと心痛した。その一つは、沿革史作成という作業の重圧である。少なくとも経営全般について変遷を述べる訳であるから、広汎な知識が必要であり、小職の如き浅識をもってして果して可能かどうか。二つには、資料収集の壁である。古い資料は殆んど散逸したり、未整備であったりするものが多く、入手に非常な困難があったからである。

何れにしても社内及び社外の諸賢によるご指導を得て、完成にこぎつけることができ、甚だ感謝にたえない。

先述の理由から、不備な点多々あることかと思われるが、大方のご叱正を載ければ真とに幸いである。

公社企画予算課 作 田 記



琉球水道公社

沖縄コザ市字山里284番地
電話(代表) 077-0111番